

令和3年度
自己点検・評価報告書

令和4年3月
山口学芸大学

目次

| | |
|---|-----------|
| 目次 | I |
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| 1. 建学の精神 | 1 |
| 2. 大学の基本理念(教育理念とビジョン) | 2 |
| 3. 使命・目的 | 3 |
| II. 沿革と現況 | 3 |
| 1. 学校法人及び本学の沿革 【別表 1】 | 3 |
| 2. 本学の現況 | 3 |
| 大学名 山口学芸大学 | 3 |
| 所在地 山口県山口市小郡みらい町一丁目7番1号 | 3 |
| 学部構成 | 3 |
| 学生数、教員数、職員数 | 3 |
| 3.組織図 【資料 1】 | 3 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 4 |
| 基準 1 使命・目的等 | 4 |
| 基準項目 1-1 使命・目的及び教育目的の設定 | 4 |
| 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 | 4 |
| 1-1-② 簡潔な文章化 | 4 |
| 1-1-③ 個性・特色の明示 | 4 |
| 1-1-④ 変化への対応 | 4 |
| 基準項目 1-1 の改善・向上方策（将来計画） | 6 |
| 基準項目 1-2 使命・目的及び教育目的の反映 | 7 |
| 1-2-① 役員、教職員の理解と支持 | 7 |
| 1-2-② 学内外への周知 | 7 |
| 1-2-③ 中長期的な計画への反映 | 8 |
| 1-2-④ 三つのポリシーへの反映 | 8 |
| 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性 | 9 |
| 基準項目 1-2 の改善・向上方策（将来計画） | 9 |
| 基準 2 学生 | 11 |
| 基準項目 2-1 学生の受入れ | 11 |
| 2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知 | 11 |
| 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 | 11 |
| 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 | 14 |

| | |
|---|----|
| 基準項目 2-1 の改善・向上方策（将来計画） | 14 |
| 基準項目 2-2 学修支援 | 15 |
| 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備 | 15 |
| 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実 | 15 |
| 基準項目 2-2 の改善・向上方策（将来計画） | 18 |
| 基準項目 2-3 キャリア支援 | 18 |
| 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備 | 18 |
| 基準項目 2-3 の改善・向上方策（将来計画） | 22 |
| 基準項目 2-4 学生サービス | 23 |
| 2-4-① 学生生活の安定のための支援 | 23 |
| 基準項目 2-4 の改善・向上方策（将来計画） | 25 |
| 基準項目 2-5 学修環境の整備 | 25 |
| 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理 | 25 |
| 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用 | 26 |
| 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性 | 28 |
| 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理 | 29 |
| 基準項目 2-5 の改善・向上方策（将来計画） | 29 |
| 基準項目 2-6 学生の意見・要望への対応 | 29 |
| 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 | 29 |
| 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 | 30 |
| 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 | 30 |
| 基準項目 2-6 の改善・向上方策（将来計画） | 31 |
| 基準 3 教育課程 | 32 |
| 基準項目 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定 | 32 |
| 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知 | 32 |
| 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知 | 32 |
| 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 | 34 |
| 基準項目 3-1 の改善・向上方策（将来計画） | 35 |
| 基準項目 3-2 教育課程及び教授方法 | 36 |
| 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知 | 36 |
| 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 | 36 |
| 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 | 37 |
| 3-2-④ 教養教育の実施 | 38 |
| 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 | 38 |
| 基準項目 3-2 の改善・向上方策（将来計画） | 40 |
| 基準項目 3-3 学修成果の点検・評価 | 41 |
| 3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 | 41 |

| | |
|--|----|
| 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック | 42 |
| 基準項目 3-3 の改善・向上方策（将来計画） | 44 |
| 基準 4 教員・職員 | 45 |
| 基準項目 4-1 教学マネジメントの機能性 | 45 |
| 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 | 45 |
| 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築 | 45 |
| 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性 | 46 |
| 基準項目 4-1 の改善・向上方策（将来計画） | 46 |
| 基準項目 4-2 教員の配置・職能開発等 | 47 |
| 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置 | 47 |
| 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施 | 47 |
| 基準項目 4-2 の改善・向上方策（将来計画） | 47 |
| 基準項目 4-3 職員の研修 | 48 |
| 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み | 48 |
| 基準項目 4-3 の改善・向上方策（将来計画） | 48 |
| 基準項目 4-4 研究支援 | 48 |
| 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理 | 48 |
| 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用 | 49 |
| 4-4-③ 研究活動への資源の配分 | 50 |
| 基準項目 4-4 の改善・向上方策（将来計画） | 51 |
| 基準 5 経営・管理と財務 | 52 |
| 基準項目 5-1 経営の規律と誠実性 | 52 |
| 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持 | 52 |
| 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力 | 52 |
| 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮 | 52 |
| 基準項目 5-1 の改善・向上方策（将来計画） | 53 |
| 基準項目 5-2 理事会の機能 | 54 |
| 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 | 54 |
| 基準項目 5-2 の改善・向上方策（将来計画） | 54 |
| 基準項目 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック | 54 |
| 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 | 54 |
| 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性 | 56 |
| 基準項目 5-3 の改善・向上方策（将来計画） | 57 |
| 基準項目 5-4 財務基盤と収支 | 57 |

| | |
|--|----|
| 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 | 57 |
| 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 | 57 |
| 基準項目 5-4 の改善・向上方策（将来計画） | 58 |
| 基準項目 5-5 会計 | 58 |
| 5-5-① 会計処理の適正な実施 | 58 |
| 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施 | 58 |
| 基準項目 5-5 の改善・向上方策（将来計画） | 59 |
| 基準 6 内部質保証 | 60 |
| 基準項目 6-1 内部質保証の組織体制 | 60 |
| 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 | 60 |
| 基準項目 6-1 の改善・向上方策（将来計画） | 60 |
| 基準項目 6-2 内部質保証のための自己点検・評価 | 60 |
| 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 | 60 |
| 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 | 61 |
| 基準項目 6-2 の改善・向上方策（将来計画） | 61 |
| 基準項目 6-3 内部質保証の機能性 | 61 |
| 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの 確立とその機能性 | 61 |
| 基準項目 6-3 の改善・向上方策（将来計画） | 62 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人宇部学園（以下「本学園」）は、郷土の先覚者である吉田松陰の至誠に徹した生涯に感銘を受けた二木謙吾初代理事長が、その精神「至誠」を建学の精神と定めて、昭和20年財団法人宇部女子商業学校を設立し、宇部女子商業学校を運営したことから始まる。

第二次世界大戦後、新たに公布された教育基本法の下で、昭和23年の学制改革により、宇部女子商業学校を宇部学園女子高等学校と改称し、宇部学園女子中学校を併置した。昭和26年に財団法人宇部女子商業学校の寄附行為により、学校法人宇部学園に改組した。

また、昭和40年に宇部女子高等学校並びに宇部女子中学校と改称し、昭和41年には、宇部女子高等学校美祢分校を開校した（昭和51年美祢中央高等学校と改称）。このように幾多の変遷を重ねながらも創設時から「独立自尊」「至誠一貫」「敬愛感謝」を校訓としており、この校訓は、宇部女子高等学校が慶進高等学校、宇部女子中学校が慶進中学校、美祢中央高等学校が成進高等学校と改称され男女共学となった現在においても、その中核をなす「至誠」が学校の理念として引き継がれている。

昭和43年には、明治維新百年を記念して山口芸術短期大学を音楽科、生活芸術科の二学科で開学した。その後、昭和49年に幼児教育科を増設した。

平成19年、既設の「山口芸術短期大学」を母体として、より高度化・多様化する保育、教育の課題に適切に対応できる保育士、幼稚園・小学校教諭の養成を目指して「山口学芸大学」（以下「本学」）を開学した。

■建学の精神 ～至誠～

「至誠」とは「真心（まごころ）を尽くす」ということです。

「自らが授かったかけがえのない天分を、渾身の努力を尽くして最大限に伸ばし高め、社会に貢献しようとする、人としてのあり方」をいいます。

■宇部学園の使命

建学の精神「至誠」を具現化した教育を基盤として、多様な価値観に触れる教育活動の実践を積み重ね、時代の変革に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成します。

郷土の先覚者 吉田松陰先生は、幕末期という時代の大転換期にあつて、日本の将来を真剣に考え、まごころの限りを尽くして学問を探求し、自ら行動するとともに、多くの門下生を育てられた。先生の至誠を貫いた深い学びと気概ある行動は、多くの人々を動かして近代日本の扉を開き、その高い志は門下生へと受け継がれた。

二木謙吾初代理事長は、松陰先生の「至誠」に徹した生涯に感銘を受け、門下生一人ひとりの長所に目を向けて前途有為な人材を数多く育てたその教育を範として、戦中・戦後の混乱期の中、「至誠」の心を建学の精神と定め、宇部学園を創立された。

以来、七十有余年にわたり、宇部学園は、激しい社会情勢の渦の中にあつても、常にこの建学の精神「至誠」を機軸とし、揺るぎない伝統を築き上げてきた。

これからの時代は、多様性の時代であり、人知を超えた変革の時代になるといわれる。

このような時代なればこそ、この学園に集う者すべては、この建学の精神の意味を改めて見つめなおすこととした。

一人一人のかけがえのなさ、それゆえに自分を大切に、努力をすることの重要性を説かれた初代理事長の人間観に思いを馳せ、ここに改めて、建学の精神に込められた初代理事長の思いを再定義して受け継ぎ、「至誠」を、予測困難な未来をたくましく切り拓いていく道標とする。

2. 大学の基本理念(教育理念とビジョン)

■教育理念

建学の精神「至誠」にもとづき、「芸術を基盤とする教育」を発展させ、時代の変革に対応できる多様性・柔軟性を備え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。

■ビジョン

建学の精神「至誠」の心の継承と、芸術を基盤とする教育から時代の求める STEAM 教育を展望し、リベラルアーツ教育を充実することで、豊かな人間性とグローバルな視野を持つ教育者・保育者を養成する大学の実現をめざします。

山口学芸大学は 2007 年の創設以来、建学の精神「至誠」にもとづく「芸術を基盤とする教育」の実践を通して、豊かな感性と創造力、高度な専門性と実践力を併せ持つ教育者・保育者を多数輩出し、地域社会の発展に寄与してきました。

超スマート社会（Society 5.0）の到来に備え、グローバル化の進行、高度情報化社会の進展など社会は加速度的に変化を続けています。このような時代において、山口学芸大学は、教育者・保育者を養成する大学として、地域社会の発展にさらに寄与できるよう、「宇部学園ビジョン 2030」に基づき、将来像を示すこととしました。

1) 山口学芸大学がめざす将来像

山口学芸大学は、本学の不変の使命である建学の精神に込められた「志（こころざし）」を継承し、学生一人ひとりの天賦の才を可能な限り伸ばすとともに、他者に対する深い愛情と社会の一員としての使命感・責任感を醸成することをめざします。

同時に、これまでの「芸術を基盤とする教育」を大きく発展させて、時代が求める新たな STEAM 教育を展望し、本学のリベラルアーツ教育を充実します。この中で、教育・保育の根幹である豊かな感性や表現への意欲、創造力の育成に加えて、複合的な問題への対処や、未知の課題への対応、多角的な判断等を可能にする課題解決能力、情報技術活用能力、コミュニケーション能力を育成します。

さらに、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実践者となる学生を社会に輩出できるよう、社会的汎用性と豊かな人間性、グローバルな視野を備えた人材を育成し、地域社会の発展に貢献し続けます。

また、これらを実現するために大学運営のより一層のガバナンス強化を図り、財政基盤の維持・強化にも積極的に関わります。

2) 学生がめざす将来像

山口学芸大学で学ぶ学生は、他者に対する深い愛情とあらゆるものへの感謝の心を培います。そして、変わりゆく社会のなかで子どもたちが「生きる力」を持てるように導いていける存在になることをめざします。そのために、①多様な感性や創造性を捉え、伸ばす力、②情報通信技術（ICT）や数理データ科学等を活用する力、③地域コミュニティをつなぎながら教育・保育・子育てに関わる力を獲得できるよう、たゆまぬ努力を続けます。

3. 使命・目的

建学の精神及び教育の理念に基づき、本学の使命・目的及び教育目的を以下のとおり定め、学則第1条に明記している。

II. 沿革と現況

1. 学校法人及び本学の沿革 【別表1】

2. 本学の現況

大学名 山口学芸大学

所在地 山口県山口市小郡みらい町一丁目7番1号

学部構成

| | |
|-----------|---------------|
| 山口学芸大学 | 教育学部教育学科 |
| 山口学芸大学大学院 | 教育学研究科子ども教育専攻 |

学生数、教員数、職員数

(1) 学生数（令和3年5月1日現在）【別表2】

(2) 教員数（令和3年5月1日現在）【別表3】

(3) 職員数（令和3年5月1日現在）【別表4】

3. 組織図 【資料1】

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1 使命・目的等

基準項目 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人宇部学園は、「学校法人宇部学園寄附行為」において、「この法人は、私立学校法による学校法人で、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。」と明記している。

山口学芸大学（以下「本学」）は、建学の精神及び教育の理念に基づき、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定めている。

■山口学芸大学学則（目的）【資料2】

■教育目的【資料3】

また、山口学芸大学大学院（以下「本学大学院」）においても、その使命・目的を具体的かつ明確に定め、学則に明記している。

■山口学芸大学大学院学則（目的）【資料4】

■教育目的（大学院）【資料5】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の目的は、山口学芸大学学則および山口学芸大学大学院学則に記載している。

本学学則は、「Campus Guide－学生ハンドブック 2021－」やウェブサイト（<https://www.y-gakugei.ac.jp/>）に掲載し、学生及び関係者の共通理解を得る機会を設けている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、保育者及び教育者の養成を主眼とし、建学の精神及び教育の理念に基づき、豊かな人間性と強い使命観、優れた専門的力量を併せ持った保育者及び教育者の養成を目的としている。

令和3年度においては「山口学芸大学大学案内 2022」及びウェブサイト上にて以下に挙げる「教育学科3つの特色」を柱に本学独自の教育内容を分かりやすく示した。これらの特色は、本学の使命・目的及び教育目的に反映し、「Campus Guide－学生ハンドブック 2021－」にも明示している。

■教育学科3つの特色【資料6】

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学時に掲げた使命・目的を具現化し遂行するため、平成19年に教育学部子ども教育学科（定員50人）を保育者・教育者養成の4年制大学として開学して以降、社会や産業の構造的変化、18歳人口の減少に伴う志願者の多様化や、近年の教育改革が進行す

る現在においても、学科編成並びに教育課程の見直しと教育における創意工夫を行なってきた。また、平成 23 年度より日本の教育力向上を狙った国の対策の一つであった修士の称号を持つ教員の養成に応えるべく大学院修士課程（入学定員 5 人、小学校教諭専修免許状・幼稚園教諭専修免許状取得可能）を開設し、教育現場の課題に対応できる教育者・保育者を養成してきた。

社会情勢等の変化の対応策として最も大きな見直しは、以下 3 点にあげるように、複数の免許・資格を取得可能とする体制の整理に現れている。

保育者養成課程の見直し

保育者養成に関しては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連三法、その三法に基づく子ども・子育て支援新制度において求められる専門的知識・技能を有した保育職のための人材育成に鑑み、教育学部子ども教育学科の入学定員を 60 名とし、平成 26 年 4 月には初等教育コース・保育教育コースの 2 コース制を導入した。他方で、開学以来続いていた「保育音楽療育士資格」については、年々取得希望者が減少したことを踏まえ、平成 28 年度入学生から廃止した。平成 30 年には保育士養成課程の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い養成課程の変更を行ない、新たに時代に対応できる保育職に対する専門的知識・技能への期待の高まりを反映することに努めた。

令和 3 年度においては、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（3 文科教第 438 号：令和 3 年 8 月 4 日）を受け教職課程の改訂を進め、令和 4 年 4 月入学生より適用する教育課程を見直し、幼稚園教諭一種免許状ならびに保育士資格に係る設置科目の開設期の変更を行い、手続きを完了した。

特別支援教諭養成課程の開設

わが国では、現在インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取り組みが加速しており、その社会的要請を踏まえ、本学では、平成 26 年度入学生から特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）に係る教職課程を開設した。特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の教職課程に関しては、令和 3 年度現在初等幼児教育専攻において開設している。

初等・中等教育の円滑な接続に資する教職課程の整備

平成 28 年 4 月より義務教育学校が新たに一条校に位置付けられたことに鑑み、平成 28 年度入学生より初等幼児教育専攻・中等教育専攻の 2 専攻制を採用し、学科名称を「子ども教育学科」から「教育学科」に名称変更、中学校教諭一種免許状（英語）及び高等学校教諭一種免許状（英語）を取得可能な教職課程を開設した。併せて、学科入学定員を初等幼児教育専攻 60 人・中等教育専攻の 10 人の計 70 人とした。さらに中等教育専攻については、令和 2 年度中に学則改定を行い、令和 3 年度から「英語教育専攻」に名称変更した。

令和 3 年度においては、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（3 文科教第 438 号：令和 3 年 8 月 4 日）を受け、令和 4 年 4 月入学生より適用する教職課程を検討、合わせて学部全体の教育課程の改訂も検討し、所定の手続きを完了した。

このように、本学は時代や社会の変化の中にあっても、特に保育者・教育者を養成する

高等教育機関として社会からの要請に応えるべく、教育環境及び教育方法の改善を不断に行う教育体制を確立するよう尽力している。

基準項目 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和 3 年 4 月「建学の精神『至誠』にもとづき、芸術を基盤とする教育を発展させ、時代の変革に対応できる多様性・柔軟性を備え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成します」と、教育理念についての文言を改めた。

変容する社会環境、教育環境、そして大学教育への社会的期待、教育的ニーズなどに対応し、本学の個性・特色を活かして使命・目的を実現するため、今後も、令和 2 年度末に承認された第 2 期中期計画に沿って、教育課程、教育方法、組織面の改善を計画的に進める。そのために、PDCA サイクルの実行と、それを踏まえた年度ごとの修正を行い、その取り組みが建学の精神、使命・目的、教育目的に照らして整合的であるかを確認していく。

基準項目 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的は、「学校法人宇部学園寄附行為」及び「山口学芸大学学則（以下「学則」という。）」、「山口学芸大学大学院学則（以下「院学則」という。）」、「Campus Guide－学生ハンドブック」に明記している。「学校法人宇部学園寄附行為」の制定及び改訂は、理事会の議決をもって行い、また学則及び院学則の改正は、「運営委員会」での協議を経て学長が召集する「教授会」及び「研究科委員会」に諮り、理事会の承認をもってなされている。学則及び院学則の改正においては学部会議、研究科会議においても審議、検討している。

本学では、月 1 回定例で運営委員会、教授会、学部会議、また必要に応じて研究科委員会、研究科会議を開催しており、役員、教職員の理解と支持は十分に保たれている。

1-2-② 学内外への周知

学内・学外に対する建学の精神、大学の基本理念及び人材養成と教育研究の目的の周知方法については、次のようにしている。

(1) 学内への周知

学生及び教職員には、ウェブサイトならびに「Campus Guide－学生ハンドブック 2021－」を配布し周知している。また、建学の精神、教育理念及び教育目的については、令和 3 年度入学式において、新入生とその保護者に対し学長式辞や理事長挨拶で説明した。続いて学部オリエンテーションにおいて、学部長・学科主任から詳しく説明した。

教職員には、教授会や新任教職員のオリエンテーション等で折に触れ説明している。新任教職員研修会では、学長・学科主任等より説明があり、本学の使命・目的及び教育目的を周知している。また、学長は毎月 1 回開催する教授会において大学の使命・目的や教育目的について言及している。

(2) 学外への周知

ウェブサイト而建学の精神、教育理念及び教育目的を紹介しているほか、年 3 回（7 月・8 月・9 月）開催しているオープンキャンパスを活用して、参加した高校生やその保護者に口頭説明により周知してきた。コロナ禍への対応として令和 3 年度オープンキャンパスは時間を短縮し 9 月のみ開催した。また、令和 2 年度に公開した「Web オープンキャンパス」(<https://www.y-gakugei.ac.jp/exam/weboc/>)において、令和 3 年度は各専攻紹介アニメーションの他在学生のインタビューを公開し、本学の使命・目的が在生にも伝わっていることを示している。また、学外で行われる高校生を対象とした進路ガイダンス、高校への出張講義等においても建学の精神や教育理念を紹介している。

(3) 周知方法の工夫・見直し

ウェブサイトの掲載方法について情報発信のあり方を検討するため、プロジェクトチームを結成し、公開内容の整理を行った。建学の精神や教育理念を反映させた 3 つのポリシーに加えてアセスメント・ポリシーについて、ステークホルダーに理解してもらえるよう

工夫するなど情報提供に努めた。

令和元年度から毎年実施している外部評価活動においても、令和3年度も引き続き市教育委員会や高校教員、地元企業等に向けて、3つのポリシーを含む大学の教育方針等について、学長から丁寧に説明を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的計画については、令和3年3月の理事会承認を経て10年後の社会の姿を見通した「宇部学園ビジョン2030」が策定され、令和3年度から第2期中期計画に基づき教育研究活動に取り組んでいる。本計画は、法人全体の計画の中に本学の建学の精神、教育理念を反映して作成されており、年度ごとの計画は運営委員会、教授会において審議し実行している。また、実施状況は、自己点検し課題等は次年度に反映させている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、学校教育法施行規則の一部改正（第165条の2）に基づき、建学の精神、教育理念及び教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成し、教養と専門的知識を兼ね備えた人材育成を行っている。本学の特色である「子ども学」や「芸術表現」の科目群を設置している。「子ども学」科目群は子ども理解を多角的視座から促すことを企図して設置、「芸術表現」科目群は学生の芸術的素養を磨くと同時に、芸術領域における表現・技法を教育実践の場に活かすべく構成されたものである。これら科目群の設定・構成により本学教育学部の使命・目的及び教育目的に沿った教育を実現している。

学部及び大学院の3つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的との一貫性の確保に特に意を用い、見直しを継続して行っており、「宇部学園ビジョン2030」の実現に向けて、令和3年度に一部修正した。

【ディプロマ・ポリシー】

- 山口学芸大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【資料7】
- 山口学芸大学大学院 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【資料8】

【カリキュラム・ポリシー】

- 山口学芸大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【資料9】
- 山口学芸大学大学院 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【資料10】

【アドミッション・ポリシー】

- 山口学芸大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）【資料11】
- 山口学芸大学大学院 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）【資料12】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的及び教育目的を達成するため、教育学部教育学科（収容定員 300 人）の 1 学部 1 学科、1 学科をさらに初等幼児教育専攻（収容定員 260 人：定員 60 人、3 年次編入学定員 10 人）・英語教育専攻（収容定員 40 人：定員 10 人）の 2 専攻で構成されている。加えて、収容定員 10 人（定員 5 人）の大学院教育学研究科の 1 研究科を擁している。2 専攻の学部及び 1 専攻の大学院とも設置基準を上回る専任教員を配置し、質の高い教育を提供する体制をとっている。

開学当時から初等幼児教育専攻においては、これまで常に定員を充足している。平成 28 年度に設置した中学校・高等学校教諭（英語）養成課程を置く中等教育専攻は、これまで収容定員を満たしていなかったが、令和元年度入学において入学定員を充足した。中等教育専攻においては、令和 2 年度教員採用試験で中学校教諭に 3 名（含過年度生 1 名）、高等学校に 1 名が合格し、取り組みの成果が明らかとなった。また、平成 23 年度に高度の専門性が求められる教育者としての深い学識及び卓越した能力を培うために開設した大学院（定員 5 人）は、教員採用試験合格者を毎年多数の輩出する教育学部においては、卒業後に大学院への進学を希望する学生は多くなく、開設以降収容定員を満たすには至っていない。

本学の教育・研究の基盤に対する社会の期待に応え、新しい時代に相応しい教育を推進していくためには、研究成果の公開も重要である。平成 22 年度に刊行した山口学芸大学研究紀要『山口学芸研究』は令和 4 年 3 月に通巻 13 号を発行した。また既刊 12 号までの論文について山口県大学共同リポジトリ (<http://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/ypg>) にて公開（オープンアクセス）している。

本学は幼稚園教諭の養成も行う大学であり、附属施設として幼稚園（亀山幼稚園）を有している。幼稚園の規模は定員 80 人（実人員・毎年 90 人以上）、年長・年中・年少 1 クラスずつで、園長及び専任教員 5 人で組織している。専任教員は隔年で研究紀要を発刊するなど保育の質の向上に努めている。また、大学入学後に「子ども学」の授業の一環として、幼児教育の現場、幼児教育に従事する者としてのあり方や実習の基本を学ぶための実習園として、さらに、教員の調査・研究・研修の場としての役割を担っており、附属施設として十分な機能を果たしている。

基準項目 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させた 3 つのポリシーを制定し、時代の変化、教育内容の変化に合わせて常に見直しを行っている。これら大学の使命・目的を学内外に継続して周知している。令和 3 年度においては「学部学園ビジョン 2030」、特に「芸術を基盤とする教育を礎とした多様性・柔軟性を基軸とした教育」を具現化すべく、教育課程の見直しを行い、令和 4 年度入学生より適用する 3 ポリシーの改訂、新教育課程を検討し、実施に向けて条件整備を行った。

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神、教育理念及び教育目的に基づき教育研究体制を整備し、使命・目的及び教育目的を学則に定め、これを達成するためにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。令和3年度は「宇部学園ビジョン2030」、第2期中期計画（2021～2025）を踏まえ、本学生、受験生及び一般社会に対してウェブサイト、大学案内、「Campus Guide—学生ハンドブッカー」等を活用して学内外への周知に努めている。このような広報活動や時代の変化への対応など一連の施策は教職員の理解の下、理事会の決定により実行している。教育課程、教育研究組織の構成及び3つのポリシーについては、社会や教育ニーズの変化に対応できるよう常に見直しを行っている。

以上のことから基準1を満たしていると評価する。

基準2 学生

基準項目 2-1 学生の受入れ

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的を踏まえた上で、学部、大学院のアドミッション・ポリシーを策定し、さまざまな機会に周知している。本学の学びの領域とそれに基づいた受け入れ方針が受験生、保護者、高校教員及び地域社会に明確に伝わるよう学生募集要項に明記し、ウェブサイトでも公開している。また、大学案内にも建学の精神とともに明記すると同時に、「・・・する意欲がある」、「・・・ができる」等の表現によって、高校生や保護者等に対して本学が求めている適性や意欲、技能等がイメージしやすいよう伝えている。

また、アドミッション・ポリシーの周知については、オープンキャンパス、大学見学会、入試説明会、高校訪問、受験情報誌への資料提供、各種進学相談会への参加等、さまざまな機会を利用して、確実かつ効果的な広報に努めている。

以上のとおり、本学ではアドミッション・ポリシーを明確に定め、これに基づき、確かな志向性、学習に対する意欲、個性豊かで多様な背景を持った学生の受け入れを行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1. 本学の入試制度

教育学部教育学科では、学生を受け入れるにあたり、アドミッション・ポリシーに従い6つの入試区分を設定し、入試区分別に出願要件や試験科目等を定め、公正に入学者を選抜している。選抜においては、「山口学芸大学入学者選抜に関する規程」に基づき、受験者に関するすべての資料を基礎とし、総合成績の上位者から、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定することとしている。

入試問題は、アドミッション・ポリシーに則り、本学の教員が作成し、校正・点検等は教員と入試委員で分担している。

(1)総合型選抜

令和4年度から、英語教育専攻については、志望学科に対しての能力・適性を有し、評定平均値3.8以上の現役生で、CEFRでB1レベル相当、またはそれ以上の英語力を備えている者を対象として選抜を実施する。自己推薦書、セミナー及びレポート作成、面接の総合点で審査する。

(2)学校推薦型選抜

①姉妹校学校推薦型選抜

学校法人宇部学園が設置する姉妹校（慶進高等学校、成進高等学校）からの学校長の推薦を重視し、調査書と面接により審査する。出願には現役であることのほかに評定平均値の条件及び欠席日数の制限があり、出願人数にも上限を設けている。

②指定校学校推薦型選抜

指定校の学校長からの推薦を重視し、調査書と面接により審査する。出願には現役であることのほかに評定平均値の条件と欠席日数の制限がある。指定校は、本学への入学実績を参考にして山口県内の高等学校を本学が指定している。

③公募制学校推薦型選抜

志望学科に対しての能力・適性を有し、評定平均値 3.4 以上の現役生で在籍学校長の推薦を受けた者に対して専攻ごとに異なる試験を実施する。初等幼児教育専攻は、論作文、造形実技又は音楽実技、調査書、面接の総合点で、英語教育専攻は、論作文、英作文、調査書、面接の総合点で審査する。

(3)一般選抜（1期・2期・3期）

本学の特性である教育職・保育職をめざすにふさわしい基礎学力を判定する試験である。初等幼児教育専攻は国語、英語、音楽実技より 2 科目を選択し、英語教育専攻は国語、英語の 2 科目を必須としている。また両専攻ともに面接を実施し、出願書類と合わせ総合的に審査する。

(4)共通テスト併用選抜（前期・中期・後期）

本学の特性である教育職・保育職をめざすにふさわしい基礎学力を判定する試験である。初等幼児教育専攻、英語教育専攻共に大学入学共通テストの受験科目のうち国語と英語を必須とし、それ以外の高得点 1 科目を選択とする。さらに面接を実施し、出願書類と合わせ総合的に審査する。

(5)社会人選抜

受験年度の 4 月 1 日現在 22 歳以上で、社会経験などを有し、勉学意欲や大学教育にふさわしい能力を有する者を対象とする試験である。初等幼児教育専攻は小論文、音楽実技、面接並びに出願書類、英語教育専攻は小論文、英語スピーチ、面接並びに出願書類を総合的に審査する。

(6)編入学選抜（3年次編入）

所定の基準を満たす者に対して、初等幼児教育専攻の 3 年次への編入を希望する者に対する試験を実施する。試験は小論文と面接、出願書類を総合的に審査する。

2. 大学院の入試制度

教育学研究科子ども教育専攻では、次の 2 つの入試区分を設定し、公正に入学者を選抜している。

(1) 大学院選抜（1期・2期）

所定の基準を満たす者に対して、英語、面接（口述）試験、出願書類を総合的に審査する。

(2) 社会人選抜（1期・2期）

所定の基準を満たす者に対して、英語又は小論文、面接（口述）試験、出願書類を総合的に審査する。

このように、学部においては5つの入試区分、大学院は2つの入試区分を設定し、公正かつ妥当な選抜方法により、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れている。

3. 入試制度の周知

入試制度については、学部、大学院ごとに学生募集要項及びウェブサイトで告知しているほか、さまざまな方法で周知に努めている。主なものは、次のとおりである。

【高校生・保護者等対象】

(1) オープンキャンパス及び入試対策講座

本学では例年、年3回の定例のオープンキャンパスを実施しているが、令和3年度のコロナ禍にあつては予定通りに開催できず、9月12日のみの開催に終わった。そこで、春季休業中の3月26日に高校1・2年生を対象としたオープンキャンパスを新たに企画、開催した。

オープンキャンパスでは高校生や保護者に、本学の取り組み、実績、魅力を伝えることを目的に毎年工夫を重ねている。とりわけ希望の多い模擬授業については「学び体験」として異なるテーマを実施し、施設紹介を兼ねたキャンパスツアーや個別相談も行っている。加えて、オープンキャンパスのプログラムの一つに「学科・入試説明」を設けることで、高校生や保護者に直接、詳細な情報を提供している。

また、参加者には毎回アンケートを実施し、集計結果を教職員間で共有し、入試広報委員会においてプログラムの改善に努めている。

参加者のうち、高校3年生については、約30～40%が推薦選抜を受験している。しかしながら、一般選抜や共通テスト併用選抜の受験者はオープンキャンパスに参加することなく受験することも多いことから、平成29年度から「一般入試対策講座&個別相談会」を実施している。令和3年度は12月に外部講師を招いて開催した。

(2) 大学見学会

ここ数年、毎年7、8校程度の高等学校から依頼を受け、大学見学会を実施している。プログラムは大学説明、体験授業、施設見学等を高等学校の要望に応じ、組み立てている。

令和3年度においては4校からの依頼に応じ、大学見学会を開催した。

(3) 進学説明会及び出張講義

本学のアドミッション・ポリシー、学びの特色、入試の概要等を周知するために、高等学校及び業者主催の進学説明会（ガイダンス）に年間約55～60会場に参加している。また、出張講義の要望に応じて、年間約15～20校の高等学校に講師を派遣し、講義を行っている。引き続きコロナ禍にあつた令和3年度には出張講義は33件実施した。

【高等学校対象】

(1) 入試説明会

県内の高等学校及び県外の指定校の教員に対し、毎年6月初旬に本学を会場に「入試説明会（併設短期大学と合同開催）」を開催しており、前年度入試からの変更点や入試のポイントを説明するとともに、本学のアドミッション・ポリシーの説明、学びの特色や教員採用試験の結果等も併せて報告している。しかし、令和3年度はコロナ禍により中止とし、動画配信で対応した。

(2) 高校訪問

高校訪問については、年度初めに年間計画を立て、入試広報課のスタッフと教員により実施している。訪問時には、大学の説明、入試情報の提供、在学生の近況報告等を行い、一方的な情報伝達に終わらないよう工夫するとともに、高等学校側の意見や要望を聴取できるような訪問をめざしている。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学者数については、表2-1-1に示すとおり入学定員を充足している。

表2-1-1 入学者数の推移（平成29年度～令和3年度）【別表5】

また、本学教育学部教育学科の志願者の約70%が山口県内という状況から、今後、確実に減少していく県内の18歳人口を視野に入れつつ、志願者エリアを県外に拡大する等の方策を立て、効果的な学生募集を行うことも課題となる。

本学大学院教育学研究科については、平成23年度の設置当初より入学定員を5人としているが、定員を充足していない。例えば大学卒業予定者だけでなく社会人に向けて門戸を開いていることを一層周知する学生募集の見直し検討を要する。

基準項目2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学教育学部教育学科の入学者数は、開学以来、毎年定員を充足しているが、18歳人口の減少、教員採用試験の難化が避けられない状況の中、今後も安定的に学生数を維持し、多様な学生の入学を促すよう、本学ならではの教育内容（教育課程、教育環境、施設設備、人的環境等）の整備・改善を図りながら、大学案内やウェブサイトの内容を充実させ、最新情報の効果的な発信に努める。また、令和5年度入学者選抜に係る基本方針や、くくり募集をともなう総合型選抜の導入や大学入学共通テストの活用及び「英語資格・検定試験」の利用について本学の対応を公表するとともに詳細については検討を続ける。

本学大学院教育学研究科においては、定員充足に向けた取組みとして、学校現場等での課題を抱えた社会人の学び直しも視野に入れ、運用方法を検討することも必要である。

基準項目 2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1. 教職協働による学修支援体制

(1) 学修支援に関する方針

本学では、以下の方針の下、教職協働により学修支援を実施する。

■学修支援に関する方針【資料 13】

(2) 教職協働体制

本学の学修支援体制は、事務局においては学生部教務課、学生課が中心となり、学部では学科内の専攻ごとに教務担当教員、学生生活支援担当教員を置いている。さらには事務局担当教職員と学部学科担当教員で構成する教務委員会を毎月開催し、学生生活支援委員会との連携を図りながら、必要に応じて、学部会議、教授会、運営委員会等にも諮るなど、全学的な支援体制の下で実施している。

(3) 学部・学科支援室による日常的な支援体制

年々充実する教育課程の一方で、学生が把握しなければならない情報量の増加、制限事項の複雑化、時間的な制約など、多くの課題に悩む学生が増加している。このため、平成 26 年度に教務課内に学部・学科支援室を設け、2 人の学部・学科支援室員が、日常的に学部学科教務担当教員と連携し、教務課長や他の教務課員とともに個別相談に丁寧に応じ、履修指導や教育実習や採用試験等に係る支援を行っている。

(4) 配慮を必要とする学生への日常的な学習支援

配慮を必要とする学生への日常的な学習支援については、学生課が主管する学生相談室の支援に加えて、学生の出身高校や前籍大学、もしくは本人や保護者から申し出のあった点を中心に、その対応を学生部内で共通理解し、支援に努めると同時に、学部教員につなぐことで、学部における日常的な学習支援につなげている。また、学部会議にも学部学科支援員等が参加して情報共有している。

令和 3 年度には、近隣の国公立大 5 大学が形成している「やまぐち高等教育学生修学支援ネットワーク」に加入した。このネットワークは、県内高等教育機関の障害学生の修学支援担当者間や関連機関との情報共有・連携体制を構築すべく設立されたもので、県内の私立大学としては、初の参加である。今後、ここで得られた知見も学習支援に生かしていく。

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 「Campus Guide—学生ハンドブック—」の全学配布

全ての学生に対して、学修支援や生活支援、進路支援等を解説する「Campus Guide—学生ハンドブック—」を毎年度作成し、入学時に配布している。その際、よりわかりやすい記載になるよう、必要に応じて毎年見直しをしている。

令和 3 年度は、特に、巻頭に、建学の精神、教育理念、教育目的に加えて、ビジョン 2030 も掲載し、3 ポリシーも含めて一体化して、長期的な視点から捉えることができるように

した。

2. 履修指導及び支援

(1) カリキュラム・マップの配布

教育学部初等幼児教育専攻は、2年進級時にコース制をとっている。また、他専攻履修を含め、複数の教員免許や資格取得が可能であり、めざす進路に向けて学生が希望する免許の組み合わせや授業選択は多様である。これらのことから学生一人ひとりの履修計画は複雑なものであることから、本学カリキュラムへの理解を深め、適切な履修計画の手助けとなるよう「カリキュラム・マップ」を作成し、入学後の新入生セミナーで配布している。

令和3年度末には、令和4年度の教育課程から教職課程の大幅な改善とともに、「子ども学」と「グローバル学」の各科目が、全学的に選択必修科目となるなど教員養成に向けた取組みも大きく見直された。このため、学部では新たなカリキュラム・マップを作成したが、令和4年度は、この大改正の意図を正しく把握し、履修指導に反映させる必要がある。

(2) 履修科目の Web 登録と履修申告確認表の配布

本学では、上記「カリキュラム・マップ」を活用して入学時に4年間の履修計画を立てるよう指導しており、その履修計画に沿って適切かつ確実に履修登録ができるよう「履修申告確認表」を配布している。学生は、履修申告確認表により期ごとに成績表と照らし合わせて単位の修得状況を確認しており、履修登録の誤りを防止している。

令和2年度からは、履修登録の方法を、学生への配慮や事務担当者の業務軽減を目的として、マークシート方式から Web 登録に変更した。当初はこの登録方法に戸惑いの見られた学生も、学部学科支援員や教務課担当者の支援を受けて、令和3年度には、ほぼ支障なく Web 登録を行えるようになった。

(3) 卒業要件や免許取得要件に関する修得単位確認表の配布

本学では、卒業要件並びに各自が取得予定の免許・資格ごとの要件に関する単位の修得状況を確認できるよう「卒業に関わる履修計画及び修得単位確認表」及び「免許に関わる修得単位確認表」を配布し、入学から卒業までの全体の履修状況の把握並びに要件不足の防止に配慮している。

3. チューター制度

本学では、チューターを置いており、3年次までは学部教員が各学年10人程度を担当し、4年次はゼミナール科目の担当者がその任に当たる。チューターは、担当する学生の GPA を把握したうえで、履修計画や学修活動などの相談に応じ、身近な立場から助言・指導を行う。また、履修カルテの定期的な確認や助言、成績不振学生に対する面談も担当する。

チューター制度は、入学直後から卒業時に至るまでの学修活動を支える個別サポート制度として機能しており、学修支援にとどまらず、学生生活支援やキャリア支援など、学生部、事務部と連携して行っており、退学率が少なく卒業率が高いなどの重要な役割を果た

している。

また、令和3年度においては、学生からの相談体制について、「専門の外部職員の配置」が検討課題として挙げられており、今後、学内の教職員での対応も含めて検討する。

4. オフィスアワー制度

本学では、全学的にオフィスアワーを実施している。専任教員は週1回以上、非常勤講師は授業の前後を設定し、学修や生活等に係わる相談・指導に活用している。学生は、オフィスアワーの時間と場所を学内掲示及び当該研究室前で確認できるよう周知している。

5. 障がいのある学生への配慮

本学では心理学や特別支援教育担当等の教員で構成された学生相談室を置き、専門的な支援体制を整備している。必要に応じて学部や学科、チューター、保護者と連携をとっている。また、令和3年度において、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程」を整備し、令和4年度より運用予定である。さらに、「特別な配慮を必要とする学生とのかかわり方」をテーマとした学内でのSD研修会を企画し、守秘義務や情報共有、合理的配慮等の内容についての研修を実施した。

6. 修学困難な学生に対する学修支援

(1) 早期対応

進路変更、経済的事情や修学意欲の変化等、修学継続に関わる課題については、問題の早期発見・早期対策が重要であり、教職協働で支援している。具体的には、「欠席状況調査」やGPA(Grade Point Average)を用いて、成績不振の学生や欠席が多い学生の発見に努め、これらの情報により学部学科教員及び学部学科支援員等が参加する学部会議において情報共有を行い、必要に応じてチューターを中心に、関係部門との協働により指導・支援を実施している。

(2) 保護者との連携

入学時には、保護者対象オリエンテーションを開催し、本学の教育方針等について説明するとともに、様々な面での支援を依頼している。令和3年度はコロナ禍により中止となったが、例年6月末には、進路説明・相談会を開催し、併せて3者面談を実施している。また、学期ごとに保護者に対して成績を送付しており、学生の修学状況や成績等について保護者と情報共有することにより、協力して具体的な学修支援ができる体制をとっている。

(3) 本学独自の奨学金

本学では、利用可能な奨学金についてウェブサイトでも周知するとともに学生課において様々な奨学金制度の個別相談に応じている。また、本学独自の制度として、特待生奨学金、県外生特別奨学金、予約制特別奨学金を設けている。

(4) 修学困難となった学生に対する支援

休学・退学を申し出る学生及び留年の危険性がある学生に対しては、学生部教務課と情

報共有しながら、学部教務担当教員やチューターが中心となって学生との面談を実施し、必要に応じて保護者との面談も行う。その面談結果が学生部で取りまとめ、指導等に生かしている。本学は、過去5ヶ年、退学率は0.2%から1.5%で、平均しても1%以内であり、休学者は5年間で1名である。全国の中途退学率2.65%、休学率2.3%（平成25年度文科省調査）と比較しても低い水準を維持しており、前述の学修支援に関する方針に基づいた支援や面談等の成果が表れている。中途退学の理由としては、「就学意欲の低下」、「他の教育機関への入学・転学・編入学の進路変更」が最も多くなっており、休学の理由としては、「海外留学」が最も多くなっている。

表2-2-1 過去5ヶ年の休学者数・退学者数・退学率の推移（平成29年度～令和3年度）

【別表6】

7. 必要に応じた補充教育の充実

本学では、学生の多様化等に対応し、教育課程外の補充教育として、「算数演習」や「理科演習」、学校種ごとの「教職演習」を、時間割に位置付けて実施している。

基準項目2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模大学ならではのきめ細やかな学修支援を整備し、充実に図りながら教育成果を上げてきた。特に令和3年度は、これまでの学生支援、学修支援に加えて、障害のある学生や配慮を必要とする学生の支援体制の整備が進んだ。今後は、この支援体制の実質化を図る必要がある。

また、本学では、学生との連携による教育の質の向上や学生の教育・キャリアアップ目的としたTA(Teaching Assistant)制度を運用してきたが、令和3年度は大学院の学生が留学生1名であり、組織的に制度を整え、実施することが困難であった。来年度以降、大学院の在り方の検討とともに、工夫することとしたい。

基準項目2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. 組織と支援体制

本学では、学生の多様なキャリア形成を図り就職活動を支援する組織として、学生部にキャリア支援センターを置き、その下に、一般就職を含む全般的な就職に関する支援・指導を行う「就職支援室」、教職支援・指導を担当する「教職支援室」及び保育職支援・指導を担当する「保育職支援室」を設置し、就職・進学に関する相談・助言体制を整えている。就職支援室長は、キャリア支援センター長が兼務し、キャリアコンサルタントの資格を持つ事務職員と協力して職業指導、就職斡旋及び就職先の開拓などの就職支援を行っている。教職支援室は、学部教員を中心に9人の教員で構成し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職支援を行っている。保育職支援室長は、専任の事務職員1人と学部の保

育職専門就職支援教員とともに、幼稚園、保育所、認定こども園、福祉施設などへの就職を支援している。

また、本学大学院あるいは他大学大学院（山口大学 教職大学院等）への進学を希望する者については専門性に応じた就職支援、進学支援の体制を基盤に、各室が連携を図りながら効果的な助言を行い支援している。

また、学生のキャリア形成及び就職活動支援の基本方針、事業計画等に関する事項を検討する組織として、キャリア支援委員会を設置している。キャリア支援センター長が委員長となり学部、学科、学生部または事務部からの委員で構成し、学生のキャリア教育・キャリア支援、就職指導に関する事項について審議している。キャリア支援委員会が編集を担当し、「就職ガイドブック」を毎年度作成し、全学生に配布している。本学学生にとって直接役立つことを前提に、オリジナルな内容で構成し、1年生から全員に配布することで早い段階からの就職への動機付けを図っている。また、4年生までの各オリエンテーションで、就職におけるガイダンスを行い就職への意識付けを行っている。さらに、委員会での協議内容を運営委員会、教授会にて報告し、情報を全学で共有している。このような取り組みにより、学生の就職状況を大学全体で把握しており、教育指導上の課題等が発見された場合には、学部会議等でその都度情報を共有し、対応策を協議した上で適切に対処している。

2. 支援の取組み

(1) 教育課程内でのキャリア支援

本学は、教育学部教育学科の1学部1学科によって構成されている。その教育課程は、本学の使命・目的に基づいて、高い資質能力を備えた教育者・保育者の養成を目指して編成している。教育課程内に「キャリア」という名称そのものを取り入れた科目は開講していないものの、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる能力や態度を伸長・進化するように各科目を設けている。修業年限4年の教育課程においてとりわけ教育者・保育者としてのキャリア意識の啓発とコミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の伸長、並びに自らの将来について考える機会の提供に努めている。

(2) 教育課程外での取組み

① 就職支援室

一般就職については就職支援室が担当し、学生ごとに個別カルテを作成し、情報の一元管理を図るとともに継続的な支援を行っている。就職に当たっては、保護者の意見も大きな影響力を持つことから、3年生の進路説明・相談会での三者面談等を利用して保護者の意見も聞きながら就職支援を進めている。段階を追った計画的な支援を行うため、「自己分析」、「職業適性検査」などを基に丁寧なカウンセリングを行って希望職種を絞り込み、企業説明会や企業訪問等でマッチングを重視した支援に努めている。

また、小規模大学の特性を生かして面談による直接指導を基本としながらも、「Campus Guide—学生ハンドブック—」には就職に関する相談先のメールアドレスを記載し、メールによる相談にも応じる体制を整えている。令和2年度以降は従来形式での企業説明会や採用試験に代えてWeb活用が進んだため、その対策も支援に取り入れた。

就職支援室は、就職に関する資料室としての機能も持たせており、職業に関する各種参考図書、就職試験問題集、ビジネスマナーや文書作成等の参考書、職業観や勤労観を育成するための参考図書など、様々な書籍を配架し貸し出しも行っている。また、求人票や企業案内パンフレットだけでなく、過年度卒業生の「受験報告書」も自由に閲覧できるようにしている。支援室の活動を促すため、支援室の入り口の掲示と室内のレイアウトを見直し、できるだけ入りやすい雰囲気になるよう工夫した。コロナ禍での取り組みとして、相談用テーブルの上に飛沫拡散防止用の透明アクリル板を設置したり、相談終了時にはテーブルや椅子の消毒を行っている。また、二カ所の出入り口ドアも常時開放して、換気に努めた。

② 教職支援室

教育職を目指す学生を対象に、4年次の前期と3年次の後期で「教職演習（教職支援の教員によるオムニバス方式での演習）」を各15回開講しているが、今年度は、1月中旬以降の変更（新型コロナ第6波の影響で対面授業から Teams を活用した課題提出方式へ変更3回）以外は順調に実施できた。また、「教職演習」だけでなく、教職支援の各教員による個別指導も前年度以上に充実していた。特に、4年生については、教員希望者が62名（前年度比19名増）と多かったこともあり、早期より計画的・継続的できめ細かな指導が行われ、教員採用試験現役合格率も高い水準（93.5%：62名中58名が合格で過去最高値）を維持することができた。

また、山口県教育委員会主催で、選抜試験を課した上で実施される「教師力向上プログラム」においては、今年度も前年度に引き続き、多くの学生（12人：定員25人で本学学生の全受講生に占める割合が2年連続で最高値）が選拔され、全7回の講座と10日間の実習を終え、全員無事修了した。今後、本県小学校教育をけん引する存在になることが大いに期待される。

一方、山口県教育委員会主催の「教員をめざす学生の学校体験制度（教員を志望する大学1、2年生が対象）」は、コロナ禍の影響で前年度に引き続き中止となった。

表2-3-1は、これらの制度への過去5年間の参加状況である。

表2-3-1 山口県教育委員会主催プログラムへの参加状況（平成29年度～令和3年度）
【別表7】

③ 保育職支援室

保育職を目指す学生に対しては、「保育職就職支援計画」に基づき、学生の主体的な取り組みを促すことを念頭に置き、高い見識と専門的知識を身につけるための支援を行なっている。2年生後期より、学科のオリエンテーションにて保育職への意識付けや心構えなどについて説明をし、3年生の11月からは保育職担当教職員が授業枠を設け、その中で就職ガイダンスを行う。具体的には、保育に関する課題についてのレポートや発表を通して自己を理解することで、就職活動に確固とした目的意識を持って臨めるよう促している。また、基礎学力アップのために練習問題にも取り組ませている。4年生の4月からは、公立・

私立保育職など志望別に試験対策プログラムを組み立て実施している。しかしながら令和3年度においても、コロナ禍のため、思うように対面指導が行えない時期もあり、その際は電話と電子メールを使って、履歴書や願書などの書き方指導や、その他就職における活動の仕方などの指導を例年より、時間をかけ丁寧に行った。毎年、学内外の模擬試験を年4回以上設け、試験後にその結果を踏まえ、個別に指導している。また、採用試験合格者による、「先輩の話を聴く会」を実施し、4年生が後輩に向けて、試験対策や試験内容、心構えなどの講話の後に、希望者には個別にアドバイスが受けられる時間を設けている。

(3)大学全体としての取組み

① オリエンテーション

早い段階からキャリア教育担当教員より、学年、進路（教育職、保育職、一般職、進学等）別にそれぞれの進路に即した内容のキャリア支援ガイダンスを実施し、進路形成の意識付けを行っている。

②進路説明・相談会

例年、3年前期中（7月初旬）に保護者対象の「進路説明・相談会」を実施してきたが、令和3年度も前年度と同様にコロナ禍により中止した。開催中止の代わりに、本来なら説明会で配布すべき就職の現状や試験対策についての一連の資料を全3年生の保護者宛に郵送した。また、二者及び三者面談の代わりに、来学しての個人相談、さらに電話あるいはメール等での相談も随時受け付ける体制を整え、就職に対しての相談や悩みにも真摯に対応していくことで保護者の理解を求め、保護者との連携を保ちながら就職活動を進めていくことにしている。

③キャリア支援講座

どのような仕事を選ぶにしても、早い段階から社会人としてのマナーを学び、日常生活の中で習慣化することが大切である。そのため初年次教育として「子ども基礎演習」の授業の中で、1年生全員を対象に外部講師によるマナー講座を実施している。外部講師に加え、キャリア支援担当教員がキャリア支援講座を実施した。

④ Job フェアへの参加奨励

一般職希望の学生はもちろん、教職を希望する学生にとっても、県内企業について情報を得ておくことは、教員として児童・生徒の指導にあたる時に役立つと考えられることから、Job フェアへの参加を呼びかけた。

⑤インターンシップの奨励

夏季休業を利用したインターンシップへの参加を働きかけてきたところであるが、今年度もコロナ禍の影響で受け入れ企業が減少したため、参加希望は4人にとどまった。

⑥企業訪問・開拓及び情報の収集・活用

一般就職を担当する就職支援室では、6月を企業との連携強化月間と定めて新卒者の就職先企業を訪問し、卒業生を激励するとともに企業側の意見や要望を聴取してきたところ

であるが、今年度もコロナ禍で企業訪問を自粛せざるを得ない状況になり中止した。ただし、アンケート調査は郵送により実施し、結果を運営委員会、教授会で報告して大学のキャリア支援やキャリア教育の改善に活かしている。

教職に就いた卒業生に対しては、大学で指導に当たっていた教員が5月中旬から7月上旬にかけて赴任先の学校を訪問し、管理職から着任後の近況の聴き取りを行っている。卒業生本人にも面談し、仕事のことのみならず生活全般についても聴き取りを行っている。適宜アドバイスをを行い、初任時の不安を和らげるとともに、フォローアップに努めている。管理職や本人から聴き取った内容は学部で共有し、授業等に反映させながら指導の改善に生かしている。また、赴任先および卒業生へのアンケート調査を実施し、ホームページで公開するとともに指導の改善に生かしている。

保育職支援については、教育実習と保育実習の訪問指導に合わせて、園長や主任から、新卒や既卒の卒業生の様子を聴くことにしている。また、状況に応じて新卒や既卒の卒業生に、激励の言葉を掛けたり、卒業生から情報を聴き取ったりしている。卒業生には卒業後も大学に連絡がとれるよう、卒業時に連絡先として同窓会のメールアドレスを提示している。

3. 進路決定状況(就職実績)

過去5年間の進路決定状況は、表2-3-2のとおりである。

表2-3-2 進路決定状況（平成29年度～令和3年度）【別表8】

保育職及び一般職希望者については、全員が就職している。教職希望者についても、現役学生の教員採用試験合格率は高く、不合格になった者も臨時的任用教員として教育職に就いている。

基準項目2-3の改善・向上方策（将来計画）

全学的に系統的なキャリア支援体制を再構築するため、平成30年度に「進路支援センター」を「キャリア支援センター」に組織改編し、組織構成や担当業務の見直しを図った。当該センターに、就職支援室、教職支援室及び保育職支援室を、また、全学的な運用を審議するために「キャリア支援委員会」を設置した。本組織をベースに機能を一層充実させ、支援体制を強化する。

本学は、教育者や保育者の養成学部を有していることから、基本的には必要な教員免許・資格を取得し、それを生かした就職につなげるよう支援している。一方で学修の過程や実習等をとおして一般職を希望する者も出てくるため、キャリア支援センターと学部とが連携を強化し、支援の充実を図る。

また、学生が手元に常置し、いつでも活用できることを目的に毎年作成配布している、本学の「就職ガイドブック」の内容を一層充実させ、特色あるキャリア支援を進める。さらに、学修成果を就職活動に生かすため、成績や取得資格について情報収集に努め、キャリアカウンセリングに生かしていく。

基準項目 2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1. 支援体制

本学では、学生サービス、厚生補導等を統括する組織として学生部に学生課を置いている。学生課は、教員及び事務職員をもって組織し、その業務は、学生生活全般にわたる支援活動や現状分析のほか、学生会及び課外活動の指導助言や奨学金に関する業務を行う。学生部内に学生個人票を備え、学生支援に役立てている。また、学生支援活動を組織的に実施するために、本学と併設短期大学の教員及び事務職員で構成される「学生生活支援委員会」を置き、年間 6～7 回の会議を開催し、学生の生活環境を向上することを目的として支援を行っている。

本学のチューター制度（2-2-②に記載）においては教員が各学年 10 人程度の学生を担当し、学生の最も身近な支援・相談窓口として日常的にきめ細かく学生に対応している。教員間、組織間での連携・対応が必要な場合は、個人情報保護の範囲内において、学生生活支援委員会や学部会議等で情報を共有し、組織的に学生生活安定のための支援を図っており、チューター制度は、学生生活の支援において重要な役割を担っている。

近年多様化しているハラスメント等の予防を強化するため、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学ハラスメント防止ガイドライン」を設け適切に対応している。また、ハラスメント等に関わる相談窓口として、本学教員、併設短期大学教員及び職員による相談員を置き、学内に氏名及びメールアドレスを公表している。規則に基づいて、併設短期大学と合同で「山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメント防止対策委員会」を置き、ハラスメントの防止と対策について審議している。

2. 支援状況

(1) 心身の健康に関する支援

①保健室

学生の健康管理については、保健室に看護師を常駐させ、更に学生課教員が保健室長、副室長として支援する体制を整えている。入学式後のオリエンテーションでは、看護師が保健室の業務内容や健康安全に関する資料に加え、大学近隣の医療機関の紹介資料も配布し、説明する時間を設けている。また、感染症罹患歴・予防接種状況等に関する自己申告書を提出するよう指導し、保健室で管理している。毎年 4 月中旬には、学生全員の健康診断を実施している。検査を必要とする学生に対しては、個別に対応し、別途検査結果を保健室に提出するよう指導している。

保健室では、学生からの健康相談に加え、健康安全に関する知識や理解を深めることを目的として、年 4 回の「保健室だより」と、インフルエンザ等季節における流行疾患の注意喚起を促す資料等を発行し、ウェブサイトや学内の掲示板にて周知している。また、本学ではメンタル面についても保健室で体調管理の面と併せて指導を求める学生が多いため、対応した看護師、学生課、学部担当教員が連携し、相談内容によっては臨床心理士の指導も加えて対応できる体制を整えるとともに、保健室は学生の心身の健康支援上重要な位置

付けをなしている。

表 2-4-1 保健室利用状況（平成 29 年度～令和 3 年度）【別表 9】

②学生相談室

心理的・精神的な悩みや問題を抱える学生の支援は、学生相談室が中心となってその任務を担っている。令和 3 年度は、本学及び併設短期大学の専任教員 4 人（うち臨床心理士資格保持者 1 人）を配置している。

学生相談室の開室時間は、週 4 日（1 日 2 時間）である。過去 5 年間の利用者は、表 2-4-2 のとおりである。

表 2-4-2 相談室利用状況（平成 29 年度～令和 3 年度）【別表 10】

(2) 経済的支援

本学では、学生への経済的支援として、次に掲げる独自の奨学金制度を定めている。

① 特待生奨学金制度

学業成績、人物共に優れ、学習意欲が旺盛で他の学生の模範となるような学生を支援・奨励するために奨学金を支給するもので、成績や修学状況などに基づいて年度ごとに見直しを行い継続の可否を決定している。

② 県外生特別奨学金制度（平成 30 年度までは遠隔地特別奨学金）

本学に入学を希望する山口県外の学生への支援を目的とし、学業成績、人物共に優れ、他の学生の模範となるような学生を支援、奨励することを目的として支給する。

③ 予約制特別奨学金制度

本学卒業後のキャリアパスの充実と、学生の能力開発（キャリアアップ）の機会を提供するため、本学大学院への進学を推奨することを目的として、本学卒業見込みの者の中から在学時の成績優秀で進学後の学習意欲や志が明確な者に対して、奨学金を給付する。

各種奨学金の給付状況は、表 2-4-3、表 2-4-4 のとおりである。

表 2-4-3 公的奨学金給付状況（平成 29 年度～令和 3 年度）【別表 11】

表 2-4-4 本学独自の奨学金給付状況（平成 29 年度～令和 3 年度）【別表 12】

また、毎年度、奨学金等の概要をまとめた「奨学金サポート・ナビ」を作成し、奨学金を必要とする学生やその保護者に対して、オープンキャンパスや入学後のオリエンテーションを利用して周知している。

(3) 学生の課外活動への支援

本学では、学生の課外活動として、主に学生会活動とクラブ活動がある。学生会は、学生総会、総務会、学生会役員会、クラブ委員会、クラス委員会、大学祭実行委員会を置き、学生相互の連帯性を高め、学生生活の向上を図ることを目的としている。特に、学生会役員会は、その目的を達成するための中心的な組織である。また、その人選については、「学生会選挙規程」に基づき「学生会選挙管理委員会」を設置し、毎年度候補者による選挙演

説を実施した上で、学生の投票により決定している。クラブ活動団体には、必ず本学教員が顧問となることとしており、各クラブは顧問の指導の下、自主的・自律的な活動を展開している。

①経済的支援

学生会活動には毎年学生会活動費予算に加え、教育振興会からの予算（クラブ助成金、大学祭助成金）が配分されており、それらの予算を原資として、各クラブの必要物品の購入や、大学祭のメインイベントの運営等を行っている。また、令和元年度からは、クラブに所属している学生全員を、学生会費を財源として「スポーツ安全保険」に加入させ、学生部学生課において加入状況を管理することなどを通して学生が安全で活発なクラブ活動を実施できる体制を整備している。

②施設に関する支援

学生会には学生会室、クラブにもクラブ室を設けている。また、体育館をはじめとして各教室も開放しており、所定の手続きをすることで全施設を 20 時 30 分まで利用でき、土日・祝日・長期休業中の利用も大学行事に支障のない限り利用できるようになっている。さらに手続きをすることなく平日・土日・長期休業中に、自由に利用できるスペースを 2 か所用意している。

危機管理の観点から学内に平日の夜間及び土日・祝日の 24 時間対応として常駐の警備員を置き、緊急時に備えている。

基準項目 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学生の学外での活動についても可能な限りの把握が求められている。そのことに伴い、学生のボランティア活動への参加や海外渡航等の学内手続について、学内オリエンテーション等で改めて学生に周知し、徹底させる。

今後より一層の支援体制を構築するため、他部署や学部学科教員との情報共有・連携体制を強化する。

基準項目 2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、交通の要衝となる地にありながら、落ち着いて教育・研究に取り組むことができる環境にある。

本学の校地・校舎及び施設は、併設短期大学と共有し、使用している。校地面積は、表 2-5-1 のとおり 27,876 m²あり、大学設置基準面積を上回っている。

表 2-5-1 校地面積（令和 3 年度）【別表 13】

■山口学芸大学（大学設置基準 第 37 条）【資料 14】

■山口芸術短期大学（短期大学設置基準 第 30 条）【資料 15】

表 2-5-2 のとおり、校舎面積 15,187.4 m²のうち、山口学芸大学専用部分は 1,937.8 m²、併設短期大学との共用部分が 11,831.1 m²、併設短期大学の専用部分が 2,031.0 m²となっており、大学設置基準面積を上回っている。

表 2-5-2 校舎面積（令和 3 年度）【別表 14】

■山口学芸大学（大学設置基準 第 37 条の 2、別表第 3、イ）【資料 16】

■山口芸術短期大学（短期大学設置基準 第 31 条、別表第 2、イ及びロ）【資料 17】

これらの施設は、授業での利用はもちろんのこと、授業の妨げにならない範囲で、学生の課外活動や各種行事等において有効に活用されている。現在、新しい教育・学修方法への対応として、A 棟(学生ホール・学習室 2 室)にホワイトボード・壁掛けプロジェクタを備えたアクティブ・ラーニング用のスペースを設け、授業及び学修活動・各行事に活用している。

施設全体の維持、管理に関する業務は、定期点検に加え、事務課職員が随時対応している。快適な学修環境維持のための清掃業務は専門業者に委託し実施している。情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理に努めている。

施設の火災・地震対策、防犯対策については、「危機管理基本マニュアル」を作成し、学生・教職員に周知している。また、緊急避難経路を各所に掲示及び緊急連絡網も作成し、不慮の事態に備えている。避難訓練や講習会も教職員、学生の参加の下で定期的実施している。

消防設備については、消火器の配置表を作成し、使用期限切れを防止するとともに専門業者に委託して定期的に点検している。

防犯対策については、学内に警備員を配置するとともに I 棟図書館に防犯カメラを設置し、不審者の対策を行っている。また、夜間の防犯対策及び傷害防止のために夜間照明を定期点検し、整備している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

演習室には、情報処理教室、音楽室、図工室、模擬教室、理科室、模擬保育室、模擬遊戯室など特別教室も含んでおり、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）及び特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）などを得させる課程に必要な施設上の基準も満たしている。このほか、ピアノの授業及び自習のため、C 棟、L 棟、M 棟にレッスン室及び練習室を計 67 室設置している。

表 2-5-34 ピアノレッスン室・ピアノ練習室数【別表 15】

1. 情報処理教室等

情報教育支援センター管轄の情報処理教室として A 棟 3 階に 2 室(学生用コンピュータ 89 台、教員用コンピュータ 2 台)を整備しており、「教育の方法と技術」の授業などで活用されている。その他にも A 棟 2・3 階には自習室があり、合計 18 台のコンピュータを設

置して自由な利用に供している。これらのコンピュータを用いて、コンピュータに関する基礎知識、Office 系ソフト（Excel・Word・PowerPoint）などの操作方法、コンピュータ使用上のモラルやセキュリティ、ウェブサイトを使用する情報検索方法などはもちろん、創造的・主体的な学習を重視する新しい教育に対応した情報機器や教材を活用した教育方法・技術を修得するとともに、ICT を教育現場の指導に活用する有効な方法（メディアリテラシー）を実践的に学習させている。なお、学生用のコンピュータは、電源を落とすと初期状態に復元されるように設定しているので、学生は常に同じ状態で授業が開始できる。

ICT を活用した教育研究活動の更なる活性化を図るため、令和元年度より Microsoft 社が提供するクラウドサービスを契約し、教職員での利用を開始した。

令和 2 年度には、国の令和 2 年度補正予算（第 1 号）「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」に関する補助金の交付を受け、「山口学芸大学・山口芸術短期大学での感染症予防対策としての遠隔講義の導入・実施と DX 計画」に基づき、学生用情報機器の整備及び処理能力向上を目的とした UTM の更新等の ICT 環境を整備し、令和元年度に導入した Microsoft 社が提供するクラウドサービスを中心に、オンライン型の遠隔授業やオンラインストレージの活用をはじめ、オンライン上での履修登録や学生への連絡等に活用している。本サービスでは、学生と教職員が個別の ID を所持しており、学内のみならず、学外からも必要な情報にアクセスし、活用することができる。

令和 3 年度には、令和 3 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））及び令和 3 年度私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金の交付を受け、平成 28 年度から導入してきた Wi-Fi の利用可能エリアの拡大やタブレット端末、電子黒板等の ICT 環境を整備している。さらに、令和 3 年度入学生以降を対象に、新たな教務システムの運用を開始しており、令和 2 年度から運用を開始したオンライン上での履修登録や学生への連絡等と組み合わせることで、課題となっていた教育支援システム（修学支援）と同様の効果を得られるように努めている。

表 2-5-4 学内 Wi-Fi 設置箇所一覧【別表 16】

2. 実習施設

平成 28 年 3 月に新校舎 A 棟が完成し、教員養成の大学として欠かせない模擬教室を設けた。模擬教室には黒板や生徒机等を配置し、小学校・中学校等の教室をイメージした作りとなっているほか、電子黒板・Wi-Fi 等を完備し、ICT 教育の模擬授業にも対応可能となっている。

3. 図書館

図書館では、当該施設の利用について一層の活性化に努めている。Wi-Fi の完備された「アクティブ・ラーニングコーナー」や「グループ学習室」は、遠隔授業や就職対策、自主学習や学生同士の交流の場として、徐々に活用が広がっている。また、新着図書コーナー、雑誌・新聞コーナー、就職・資格試験等のコーナー、DVD 等の視聴が可能な AV ブース、絵本の展示スペースなどを整備し充実を図っている。

新型コロナウイルス感染防止のため、受付カウンターにアクリル板を設置し自習スパー

スやグループ学習室の座席を半数に減らし、密にならないよう距離を確保している。グループ学習室もドアは常に開放し、密閉空間にならないよう配慮している。また、図書館棟（I棟）入り口にはサーモグラフィーカメラと手指消毒用のアルコールを設置し、手洗い励行の掲示と共に、感染予防対策の徹底を図っている。また、天候に留意しながら、窓の開閉をこまめに行い、換気に努めている。

現在の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数、入館者数、貸出人数及び貸出冊数は、次のとおりである。

表 2-5-5 蔵書数等【別表 17】

表 2-5-6 入館者数等【別表 18】

購入図書の選定については、図書館による選定のほか、専門分野の担当教員からの推薦図書や各部署の職員や学生による購入希望も受け付けるなど配慮しながら、学術情報センター委員会図書館部会で承認のうえ決定し、購入手続きを行っている。図書の廃棄については、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学図書館における図書館資料の除籍等に関する内規」を定め、除籍図書資料の決定基準により毎年廃棄リストを作成し、学術情報センター委員会図書館部会で承認のうえ決定し、台帳からの除籍及び会計処理を行っている。

学生の利用については、図書館カウンターでの利用案内プリント配布や、授業での活用、Teamsでの情報提供等様々な方面から促進に努めている。また、月間リクエスト制度の導入や、時宜を得た特集コーナー、新刊コーナーの設置をするなど、図書の魅力を発信している。さらに今年度から、利用者サービス機能「マイページ」を導入し、ウェブサイト上で図書の予約や自身の利用状況の確認を行えるようにした。また、学術電子書籍「KinoDen」を導入し、学生や教職員の教育・研究環境の充実を図った。山口市立図書館との相互返却連携事業では、188冊の利用があった。他の図書館との相互利用活動は、他館への文献複写依頼が80件、現物貸借依頼が2件、他館からの文献複写受付が44件、現物貸借受付が9件の利用実績があった。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

身障者に対応したバリアフリー化については、表 2-5-7 のとおり建物の1階に入るためにA棟・B棟・I棟・体育館にスロープを設置している他、A棟・B棟については主要な入口を自動ドアとし、A棟・B棟・I棟についてはエレベーターを設置し、利便性を向上させている。さらに、B棟の竣工（平成29年3月）により、新校舎と既存校舎がフラットに接続され、動線が確保された。身障者用トイレについては、バリアフリーに対応した多目的トイレとしてA棟1階とI棟1階の2か所に設置している。

表 2-5-7 バリアフリー施設一覧【別表 19】

さらに、学生及び教職員の心身の健康管理・援助のための保健室と学生相談室が隣り合い、学内の中心に配置し（B館1階）、緊急時にも対応出来るよう緊急車両の出入りにも配慮した場所に位置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は1学年の定員が70人の小規模大学であり、クラスサイズは比較的小さい。受講者数30人までの科目が半数近くあり、対面的、双方向的な授業を実践できている。とりわけ、本学の特色である芸術表現の分野（音楽や美術）の演習科目や、アクティブ・ラーニングで行われる英語コミュニケーション、教員免許や保育士資格にかかる指導法については小編成クラスに分け、きめ細かな教育を行っている。入学予定者数、在籍者数及び学生の履修登録状況等に基づき、各授業における適切なクラスサイズについて教務委員会で検討のうえ、教育効果が十分得られるような時間割編成を行っており、授業の学生数は、適正に管理されているといえる。

基準項目2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設の耐震化については「宇部学園施設耐震化計画」に基づき、年次的に施設の耐震化対応を進め、令和2年度に、未耐震の施設の解体工事を行ったことで100%耐震化が完了した。

省エネルギーへの取り組みとして、教職員・学生が一丸となった意識啓発をさらに推し進める必要がある。

新たな社会 Society5.0 を控え社会が求める知識や技術は日々高まっていることから、端末等を持参して学ぶ BYOD（Bring Your Own Device）のさらなる推進が望まれる。

ICTを活用した教育研究活動のさらなる活性化を図るため、Wi-Fi 接続可能エリアの拡大に努めてきた。しかし、音楽等の演習室系教室（C・M・L棟）を中心にWi-Fiを接続できないエリアが残っている。これは、限られた財源を最大限に有効活用するために、①音楽等の演習系教室よりも講義系教室の方がICTを活用した学修の導入が容易であると考えられること、②授業時間外の学修時間向上等を目的として、教室以外の図書館等のその他へのWi-Fi 接続可能エリアの拡大を考慮した結果である。Wi-Fi 接続可能エリアの拡大には、一定の財源（初期導入・更新費）が必要であり非常に難しい課題であるが、継続的な課題として今後も検討を続けていく。

ICTを活用した教育研究活動の活性化に伴い、求められる外部接続回線のスペックも高くなることが予想される。対外接続回線のスペック向上は、毎年の固定費増に直結しており非常に難しい課題であるが、適切な外部接続回線を維持できるように継続的な課題として今後も検討を続けていく。

基準項目2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望の把握として、本学では年2回、授業に関するアンケートを実施している。アンケートは、教育内容・方法、学習指導の視点から教育改善に反映できる調査となることを目的に実施している。令和元年度後期からは、学生がより率直な意見が記入できるよう、無記名の実施とし、回収も学生が行うこととした。また、自由記述用紙も配布、回収した。結果については、実施した科目の担当者にフィードバックし、授

業改善報告書の提出を求めるとともに、全体傾向を教授会で報告するなど、学生の意見を取り入れた授業改善、学習環境づくりに活用した。

また、FD・SD委員会主催で、2月に学生参加のFD研修会「学生と考える大学授業のあり方」(学生FD)を実施し、授業や学生生活について教職員と学生が直接意見交換をすることができる機会を設けている。そこで得られた学生の意見や要望をまとめ、学部会議や教授会で教職員に周知することで、学修支援の体制改善のための判断材料の1つとしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生生活支援委員会が企画・立案して、毎年「学生生活に関するアンケート」を実施し、学生生活全般に関する学生の意見の汲み上げを行っている。令和2年度には、多様化する学生の生活実態について正しく把握し、今後の教育や学生サービスの向上に役立てるために、学生生活支援委員会を中心に調査項目の見直しを行った。

アンケート調査の集計結果は、教授会、運営委員会で報告することで全学に周知し、各委員会や担当部署で検証し、その対応・改善に努めている。

1. 心身に関する健康相談等について

学生相談室、保健室については、「学生生活に関するアンケート」で高い評価を受けており、学生が気軽に訪れることができ、かつ適切な助言ができる環境作りに努めている。

2. 経済的支援について

学生の経済状況等については、学生生活支援委員会において、奨学金の貸与状況を把握するとともに、「学生生活に関するアンケート」で学生の現状を把握するよう努めている。

3. 福利厚生について

令和3年度に学生食堂運営業者の再選定を行い、令和3年度後期からリニューアルオープンをした。リニューアルオープンに合わせてI棟で営業していた売店をC棟学生ラウンジ内に移転し、学生の利便性を向上させ、これまでの売店跡地にフリースペースを設置した。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活に関するアンケート」に、施設の満足度に関する設問を設け、それに対する学生の意見を基に、環境の整備に努めている。平成30年度からは、アンケートの調査項目の見直しに伴い、施設に関する設問を一部変更するなど、学修環境に関する意見の把握に努めている。(表2-6-1、表2-6-2)。

表2-6-1 学生生活に関するアンケート キャンパス(施設)全体の満足度【別表20】

表2-6-2 学生生活に関するアンケート キャンパス(施設)ごとの利用度【別表21】

本学は小規模な大学の特性を生かし、学生の意見を直接聴く機会を大切にしている。学生の利便性を向上させるため、学生食堂運業者の再選定に合わせて、学生の意見として挙げられていた売店の移設及び、弁当や総菜パン等、販売物品を充実させた。

基準項目 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の意見・要望を把握するため、各担当部署が定期的にアンケートを実施するなど、意見を汲み上げる体制を整えている。また、その結果を基に学生生活については主に学生生活支援委員会で、学修支援については教務委員会等で分析・検討を行い、学内の会議に諮り、結果の活用に努めている。引き続き、各部署の連携により、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組む。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れに当たっては教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定・公表している。アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を実施している。大学院においては、定員充足がなされていないものの大学が安定しており教育は十分に行われている。入試については複数の入試区分を設け、多様な能力や個性を持った学生を入学させるよう努めている。

学修支援の環境については、履修指導等をチューター中心に教職員も協力して行ったり、オフィスアワーを活用するなど、学修支援体制を組織的に行っている。障害のある学生への支援体制の整備も、徐々に進んできた。

社会的、職業的自立のためのキャリア形成は専任の職員を配置して支援体制を整えている。キャリア支援センターにおいては、就職支援室、教職支援室及び保育職支援室に別れているが、学生の志望の実現に向け、工夫した個別指導を行っている。

学生生活の安定に向けた支援について、組織的な支援体制をとっている。支援方法として、心身の健康に対する支援及び経済的支援に力を注いでいる。

学修環境や安全管理面での施設整備計画は、ビジョン2030において10年間のロードマップを策定し、計画的に対策を講じている。

学生の意見・要望については「授業に関するアンケート」、「学生生活に関するアンケート」などのアンケートやヒアリングで学生の要望やニーズを把握している。教務委員会や学生生活支援委員会等において分析・検討を行い結果の活用に努め学生生活が充実するよう配慮している。このように、意見を汲み上げ、組織的に検討・反映する体制を整えている。

以上のことから基準 2 を満たしていると評価する。

基準3 教育課程

基準項目3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定

本学及び本学大学院は、教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定し、公表している。

■山口学芸大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【資料7】

■山口学芸大学大学院 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【資料8】

令和2年度末に、教育理念の見直しや宇部学園ビジョン2030の制定に伴い、令和3年度からのディプロマ・ポリシーについて、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと一体的に見直しの検討が行われ、教育課程委員会、運営委員会・教授会を経て、一部改正案が承認された。

令和3年8月には、免許法施行規則や教職課程の認定基準の大きな改正があり、令和4年度教育課程及び教職課程の再改正の必要性が出てきたことから、ポリシーも、ビジョン2030とのさらなる整合性、学修成果の明確化などを図るために再検討し、令和4年度以降のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて12月教授会で修正案が承認された。

2. ディプロマ・ポリシーの周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを、学生に向けては「Campus Guide—学生ハンドブック」などの冊子媒体に、分かりやすく具体的な言葉で掲載し、周知するとともに、ウェブサイトでも明示している。新入生に対しては、入学式で学長から説明し、新入生オリエンテーションでも、学部長や学科主任、教務担当教員等が、教育理念やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、丁寧に説明している。

本学大学院においても、全学生に配布している「Campus Guide—学生ハンドブック（大学院）」に明記するとともに、ウェブサイト上にも公表し、社会人等への周知も図っている。

令和3年度は、「Campus Guide—学生ハンドブック」やウェブサイトにも、ビジョン2030も掲載し、建学の精神、教育理念、教育目的、ビジョン、ディプロマ・ポリシーと、一体的に学生や教職員、ステークホルダーに示せるようにした。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーに基づき教育課程を展開している。学生は、カリキュラム・マップや授業科目のナンバリングによって、4年間の履修プログラムを確認し、自らの卒業に必要な授業科目と卒業単位数を思料して、履修計画を作成する。

1. 単位認定基準、成績評価基準の策定と周知

本学では、「学則第 10 章教育課程及び履修方法等」及び「院学則第 6 章教育課程」において、単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定し、さらに詳細な規定を「山口学芸大学単位認定及び試験に関する規程」に定めている。またそれらを「Campus Guide—学生ハンドブッカー」中に「教育課程・卒業要件」としてわかりやすく示し学生に周知している。

■山口学芸大学学則（単位の認定）【資料 18】

■山口学芸大学学則（成績の評価）【資料 19】

各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に示している。シラバスには、他にも、ディプロマ・ポリシーと授業の関連や授業計画をはじめ、予習・復習の具体的内容の指示や事前事後の学習時間の目安のアドバイス、フィードバックの方法、授業担当者からのメッセージ等を示している。特に評価方法については、筆記試験、実技試験、レポート、課題作品、グループ活動の貢献度などの多様な方法を示し、各方法の評価割合も示している。

令和 3 年度は、シラバスの第三者チェックの方法を改良し、チェック時に特に留意したい項目に、「事前事後の学修時間とそれに見合う内容」や「時間外学修に結び付く参考図書」などの教材に関わる情報の記載を挙げ、学生が 1 単位の学修時間を主体的かつ実質的に確保するよう、シラバスの上からも工夫した。

全授業科目のシラバスは、「講義概要」として、入学時に全学生に配布されるが、その記載事項や活用については、「講義概要」の前段に「シラバスの見方」、「教育課程ナンバリング・システムについて」として明示し、新入生オリエンテーションや学年ごとのオリエンテーションで、教務担当教員や関係授業担当教員から詳細な説明を行っている。定期試験の受験資格や受験上の注意、不正行為についても、学生へ周知している。

令和 3 年度は、遠隔授業を予定する場合はシラバスに記入するようにしたが、「山口学芸大学における新型コロナウイルス感染症対策として実施する「多様なメディアを高度に利用して行う授業」に関する申合せ事項」に基づき、途中から遠隔授業に変更した授業と併せて、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業であることを学長が確認するための補足資料の提出を求めた。

2. 進級基準の策定と周知

本学では「山口学芸大学における進級に関する規程」を定め、その概要を「Campus Guide—学生ハンドブッカー」に掲載している。この進級要件については、オリエンテーション等で学生に十分周知しており、下記のとおり、過去 5 年間の進級者の推移をみても、進級ができない学生はほとんどいない。

■山口学芸大学における進級に関する概要【資料 20】

表 3-1-1 過去 5 年間の進級者数の推移【別表 22】

3. 卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

卒業認定基準については、大学設置基準第 32 条の規定に基づき、「山口学芸大学学則第 11 章卒業及び学位」及び「山口学芸大学履修方法に関する規程第 7 条」において、また、修了認定基準については、大学院設置基準第 16 条の規定に基づき、「山口学芸大学大学院学則第 7 章課程修了の要件及び学位」に規定し、「Campus Guide—学生ハンドブッケー」に表 3-1-2「卒業に必要な最低修得単位数」を示し、周知している。

■山口学芸大学学則（卒業認定基準）【資料 21】

■山口学芸大学履修方法に関する規程（履修方法）【資料 22】

■山口学芸大学大学院学則（修了認定基準）【資料 23】

また、本学では、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）、保育士資格等、多様な教職課程や資格取得の課程があり、複数免許・資格が取得できることから、学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、1 年間での履修登録単位数の上限を原則 54 単位と規定するとともに、2-2 で述べたように、学生部教務課、学部・学科支援室と、学部教務担当教員、チューターが連携・協力して、それぞれの立場で、各課程で修得すべき単位数の学生への周知を徹底することに努めている。また、履修登録の際にも、取得したい免許、資格の確認を徹底している。

表 3-1-2 卒業に必要な最低修得単位数【別表 23】

このように、本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を明確に策定・公表し、周知を徹底している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1. 単位認定基準、成績評価基準及び進級基準の厳正な適用

単位の認定は、「講義概要」において事前に基準を公表した上で、授業担当者が 3-1-②の 1 で記載の基準に基づき、決定している。令和 3 年度の成績評価状況は、表 3-1-3 のとおりである。

進級については、3-1-②の 2 で記載の基準に基づき決定している。

また、単位の実質化を促す観点から、令和 3 年度は、前期の成績通知の時期に併せて、授業時間以外の学習時間の全学ウェブサイト調査を行い、その結果を用いて、学生に対しては、前期の時間外学習時間の反省と後期の時間外学習時間の増加を促し（回答率は、約 94%）、教員に対しては、個々の科目の時間外学修時間を通知して、事前事後学習に向けた授業での働きかけを促した。その後、教務委員会や学部会議での結果の分析の検討から、シラバスにおける事前事後学習時間や内容等、シラバスの記載内容の改善の必要性が取り上げられ、令和 4 年度シラバスの第三者チェックでの働きかけを強化した。

表 3-1-3 令和 3 年度成績評価状況【別表 24】

2. 卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

卒業・修了判定は、学則第 43 条及び院学則第 23 条に則り、学生部教務課が資料を作成し、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて学長が決定している。

3. 学年暦の作成

学年暦は、各部署からの情報を集約・調整の上、教授会の意見を聴いて学長が決定しており、策定過程・審議手続きは適切である。また、その内容に沿って適正に運用している。各学期の授業週は 18 週を目途に確保し、授業実施回数（試験を除き 15 回）は適正に行っている。

以上により、本学、本学大学院ともに、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適正に運用されている。

基準項目 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は教員養成大学であり、学生自身もこれまで同一の目的に向かって相互に協力・協働しながら学修成果を上げてきた。しかし、年々教職課程や資格取得課程が充実し、取得可能な免許・資格の組み合わせが多様化している。学生は、個々のニーズに応じた主体的な学修が必要となり、また、自らの教育課程・教職課程の学修を自分で正しく把握し、コントロールする必要性がこれまで以上に高まっている。

また、令和 3 年度は、8 月の教育職員免許法施行規則の一部改正及び教職課程認定基準の改正による、義務教育特例の活用や教職科目の共通開設の拡大や、令和 5 年度入試からのくくり入試に向けた検討もあって、今後、免許・資格取得の動きが変化してくることが考えられる。一方でこれらの変化は急激なものであったため、学内の意見交換が不足しており、今後、単位の実質化を図る一方で、社会ニーズに沿った複数免許取得に向けた適切な履修指導の在り方を、学部・事務局で、これまで以上に共通理解する必要がある。

基準項目 3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」に基づき、大学、学部の教育研究・人材育成上の目的を「学則」に定めており、その目的の達成のため、カリキュラム・ポリシーを定めている。4年間の学びをとおして、ディプロマ・ポリシーの定める「基盤的学士力」を修得し、「教育者・保育者として求められる資質・能力」を身につけられるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。

■山口学芸大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【資料 9】

■山口学芸大学大学院 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【資料 10】

カリキュラム・ポリシーの策定・見直しに関しては、教育学部カリキュラム検討委員会にてディプロマ・ポリシーと一体的・継続的に検討し、更に教育課程委員会において全学的な調整を行ない、運営委員会、教授会での審議を経るなど、多くの教職員が策定のプロセスに関わっている。

カリキュラム・ポリシーの周知については、学生に対しては入学時に配布する「Campus Guide—学生ハンドブック—」を活用して行っている。平成 28 年度から「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」に加えて 3 つのポリシーを掲載し、令和 3 年度からはビジョン 2030 も掲載することにより学生への周知を図ってきた。また、学期末、学期開始時に行われるオリエンテーションにおいても学科主任や教務主任がカリキュラム・ポリシーについても触れ、学生への周知の徹底を行っている。令和 3 年度においては、ステークホルダーである高校生、地域社会に対してもウェブサイトを通じて「建学の精神・教育目的・教育理念」ならびに「教育方針（3 つのポリシー）」を掲載し、周知を図っている。

大学院教育学研究科においても、学長のリーダーシップの下、研究科委員会の審議を経て大学院専任教員で構成する研究科会議でカリキュラム・ポリシーの検討を重ね策定し、毎年度見直しを継続している。大学院についてもホームページにて「建学の精神・教育目的・教育理念」ならびに「教育方針（3 つのポリシー）」を明示するとともに、入学時に配布する「Campus Guide—学生ハンドブック—（大学院）」を活用して周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、3-1-①で述べたディプロマ・ポリシーに示された「基盤的学士力」とめざす学修成果を具体的に示した「保育者・教育者として求められる資質・能力」を、4年間の学びをとおして学生が修得できるよう策定している。

具体的には、豊かな人間性と格調高い人格を有するための、「教養科目」と、各専攻に合わせた特色ある科目群である「専門科目」との設置によって教育課程を編成している。

教養科目には、豊かな人間性と格調高い人格を有する人材の養成のために、「芸術文化」等の多様な科目群を設置し、専門科目は「学科目」、「子ども学」、「芸術表現」、「グローバル学」「ゼミナール」、「教育実習」、「保育実習」、「実践演習」で構成している。これらの科目群に配した科目を履修することによって、ディプロマ・ポリシーに掲げる 4 つの基盤的学士力を修得し、求められる 5 つの資質・能力を身につけることができる。

令和3年度からは、ディプロマ・ポリシーを踏まえて両専攻とも「グローバル学」が追加され、3年度末には、ビジョン2030の実現に向けて、令和4年度からのディプロマ・ポリシーのさらなる見直しがなされたことから、カリキュラム・ポリシーも一体的に見直しの検討がなされた。

大学院教育学研究科では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を養成するため、(1)教育基盤・発達に関する研究領域の科目群、(2)教育実践・表現に関する研究領域の科目群、(3)自ら進んで研究する資質・能力を修得するための専門研究の科目群の3科目群で教育課程を編成するカリキュラム・ポリシーを策定している。

令和3年度においては、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」(3文科教第438号：令和3年8月4日)を受け、令和4年4月入学生より適用する教育課程を検討する際にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を再検討した。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学及び大学院教育学研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を専攻ごと、研究領域ごとに体系的に編成している。また、カリキュラム・マップとナンバリング・システムにより、教職員はもとより、学生が、卒業までの教育課程を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行なえるよう工夫している。表3-2-1、表3-2-2、表3-2-3に示すとおり、学則第1条に規定する「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与する」ことの実現に向けて定めたディプロマ・ポリシーに基づく教育課程を体系的に編成している。

なお、表は専門教育のみであり、各専攻に共通の教養教育については3-2-④に記載する。

表3-2-1 山口学芸大学教育学科 初等幼児教育専攻科目群【別表25】

表3-2-2 山口学芸大学教育学科 英語教育専攻科目群（令和3年度入学生）【別表26】

表3-2-3 山口学芸大学大学院教育学研究科 科目群【別表27】

また、講義概要（シラバス）には、以下の項目を用意し、授業科目ごとの達成目標、授業内容、事前事後学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。平成30年度に記載内容の検討を行い、授業科目ごとの達成目標とディプロマ・ポリシーとの相互関係をフォーマットとして示し、令和元年度版以降の講義概要（シラバス）は、学生にとってより理解しやすい形とした。令和2年度版からは、実務経験を活かした教育内容がある場合は記載することとした。

■講義概要（シラバス）の項目【資料24】

併せて本学では、複数免許資格の取得を希望する学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、1年間での取得単位数の上限を原則54単位までと規定し、一方で、GPAを利用した履修登録単位数の追加も規定している。

履修登録単位数の上限については、学生の主体的な学習を促すこと、十分な学習時間を確保すること、単位制度の実質を保つことといった観点から、今後も引き続き、検討が必

要である。

3-2-④ 教養教育の実施

専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考などの修得に主体的に取り組む基本的態度を養い、現代の教育が置かれている社会の情報化、国際化、あるいは、生涯学習社会における教育のあり方について多様な側面から深く理解するための知識や技能の修得を目的として教養教育を実施している。

教養教育については、カリキュラム等検討委員会で検討を行っている。本学のディプロマ・ポリシーに掲げる「基盤的学士力」の修得のために、「知識理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」を基本に教養教育を行っている。

令和2年度には「地域課題解決演習Ⅰ（PBL）」、「地域課題解決演習Ⅱ（PBL）」を開設する一方で、令和3年度には、教員の負担軽減の観点から、受講者数が一桁の科目を中心に、24科目から17科目に整理した。

令和3年度の教養科目の一覧を表3-2-4に示す。

表3-2-4 令和3年度 教育学科教養科目【別表28】

以上のとおり、本学の教育課程は、教養科目、専門科目ともに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に構成し、教育目的の実現にかなうものとなっており、教職員全体で共有、実践している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫

本学では、これまでの芸術を基盤とする教育を発展させ、時代の変革に対応できる多様性、柔軟性を備えた人材の育成を目指して、多様な科目群を設置している「教養科目」と、特色ある教育者・保育者養成を目指した「専門科目」によりカリキュラムを編成している。また、高いコミュニケーション能力と表現力を修得するため少人数でクラスを編成し、グループワークやプレゼンテーションなどを取り入れた授業を実施している。

① 初等幼児教育専攻

初等幼児教育専攻においては、音楽・造形を扱う開設科目を設定している。音楽系科目については、歌唱・器楽・身体表現・鑑賞等教科の内容に関する「幼児音楽Ⅰ」、「幼児音楽Ⅱ」、「初等音楽Ⅰ」、「初等音楽Ⅱ」、「わらべうたと地域文化」、また、音楽指導の展開に資する鍵盤演奏能力を養う「ピアノ奏法Ⅰ」、「ピアノ奏法Ⅱ」、「即興伴奏法Ⅰ」、「即興伴奏法Ⅱ」、「鍵盤即興法Ⅰ」、「鍵盤即興法Ⅱ」、「鍵盤表現研究」、を設定している。加えて音楽指導力を養う科目として「保育内容の指導法・音楽表現Ⅰ」、「保育内容の指導法・音楽表現Ⅱ」、「音楽科教育法」、「子どもとリトミックⅠ」、「子どもとリトミックⅡ」を設け、取得する免許状・資格に応じて選択可能としている。

造形系科目については、描く・つくる等教科の内容に関する科目として「幼児造形Ⅰ」、「幼児造形Ⅱ」、「図画工作Ⅰ」、「図画工作Ⅱ」の4科目、また、造形・図画工作指導力を養う科目として「保育内容の指導法・造形表現Ⅰ」、「保育内容の指導法・造形表現Ⅱ」、「図

画工作科教育法」を設定している。さらに、美術に関する教養を身につけ、深く美術表現について理解する「美術概論」、「造形演習」を設けている。

また、上述の開設科目のグループワークや予習・復習にも活用できるよう、多数の教室にピアノを設置し、展示ホール及び展示室など制作物を展示するスペースを設けるなど、日常的に芸術に親しみ活動できる環境を整えている。これらの芸術科目を教員同士の連携の下で段階的に実施し、感性を尊重し、表現技術や指導方法などにより学生の学びを高めている。以上の芸術科目の充実及び担当教員相互の緻密な連携により、芸術教育を理論的、実践的に研究し、体系化、深化していくことで初等幼児教育専攻の学習効果を向上させている。

「子ども学」開設科目群では、1年次開設「子ども基礎演習」、「子ども表現実践演習」においてはグループワークを主体に自分が考え、表現したことを他者と共有すること、学習・調査研究に必要な基礎的知識・技能を修得することを目指す。また、幼稚園、小学校、保育所、福祉施設における見学、ボランティア活動をとおして、子どもが生活し、学び・育つ場所を知る。続いて2年次開設「子ども実地研究」では、子どもが生活し、学び・育つ環境を対象にしたフィールド・ワーク、観察、見学等をとおして得られた知見について考察・分析し、効果的に発表する方法を獲得する。さらに3年次以降「子ども英語」、「子どもと教育」、「子どもと福祉」、「子どもと芸術表現Ⅰ」、「子どもと芸術表現Ⅱ」、「子どもの心理と保育」を開設し、2年次までの学修を基に子どもとその環境を捉える多様な視点や方法を教育・保育現場においてどのように援用するか検証すると同時に、ゼミナール「卒業研究」で取り組む自己の研究課題を探る。なお、「子ども学」群の「子ども基礎演習」、「子ども実地研究」、「子ども表現実践演習」を初等幼児教育専攻の卒業必修科目とし、その他の開設6科目のうち2単位以上を選択することとしている。

以上に挙げた一連の学修をとおして、卒業後の教育・保育の現場において直面する諸課題を、子どもとそれを取りまく歴史的社会的状況の現実に即して捉え、他者と協働しながら解決するという教育者・保育者として今後求められる高度な専門性を身につけることができる。

② 英語教育専攻

英語教育専攻においては、ロールプレイやディスカッション、プレゼンテーションの採用、またグループでのプロジェクト活動も設定し、他者と協働しながら解決するための資質能力の向上につとめている。1年次では中等教育に関する基本的な知識と、英語コミュニケーション力を身につける科目、2年次では、海外研修に関する科目や英語の専門科目、3年次及び4年次では、英語で授業ができる実践力や表現力を高める科目や教育実習、英語教育に関する研究を深める科目を設定し、4年間で段階的に英語による授業ができる教員養成の工夫をしている。

また英語教育専攻においてはグローバル学中の卒業必修科目「地域企業理解」を通じ、社会貢献を視野に入れた活動の在り方を実地に学び、中等教育におけるキャリア教育への応用についても考察機会を設け、時代の変化に対応できる教員の養成に努めている。

③ 他専攻開設科目の履修

アクティブ・ラーニングの原点である学生の興味・関心の尊重、現代的な諸課題をより深く考察するための機会提供に鑑み、1年間の取得単位の上限を超えない範囲であれば、他専攻履修として各専攻とも他校種の科目、あるいは特別支援教育ならびに保育士資格関連の科目を履修することを可能としている（卒業単位として認められるのは、両専攻とも50単位まで）。履修者間でのグループワークやディスカッションにより多様な見方考え方に触れ、保幼小連携・小中連携といった学校間等連携の視座を有する人材育成や特別支援教育に携わるための資質能力を涵養するに資する教育課程としている。

④ 専門科目への「グローバル学」の新設

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、専門科目に「グローバル学」を新設し、9科目を設置した。初等幼児教育専攻は、グローバルな視野を獲得する科目群として、「地域企業理解」など、5科目が選択が可能となっている。英語教育専攻は、英語教育コミュニケーション力の獲得を目指すとして、1科目必修都市、8科目を選択としている。

令和3年度後半からは、免許法施行規則や教職課程の認定基準の改正を受けた教育課程の変更と並行して、令和4年度からのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの再修正を行った。

⑤ Microsoft Office 365 Education の活用

令和2年度より導入した Office 365 Education を引き続き活用した。開設科目中、「教育課程論（幼・小）」、「教育課程論（中・高）」、「保育実践演習」等では遠隔授業のみならず予習・復習用教材を公開して学習支援に努めた。

(2) 教授方法の改善を進めるための組織体制

教員の指導力向上にあたっては、アクティブ・ラーニングや ICT 教育の導入に向けた FD・SD 研修会を実施している。さらに、教員間の相互授業参観・相互評価を行うことでそれらの浸透、深化にも全学的に取り組んでいる。

本学では、教育目的達成のための教員の指導力向上の取り組みの一環として、「FD委員会活動（授業参観）」を行っている。専任教員間で授業参観を実施、相互に意見交換を行い、教授方法の改善やより効果的なアクティブ・ラーニングの導入を進めている。意見交換後は、「授業参観報告書」を FD・SD 委員長へ提出させている。また、アクティブ・ラーニングや授業改善のための「FD・SD 委員会活動（FD・SD 研修会）」を年に数回実施している。さらに、各期末にマークシート式の授業に関するアンケートを実施している。実施後は担当教員へ集計結果が示される。これを基に担当教員は、担当科目の「授業改善報告書」を作成し、期限内に学生部教務課へ提出している。

基準項目 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 委員会と学生部教務課との連携をさらに強化し、上記の「教員相互の授業参観、相互評価」と学生部教務課が取りまとめた「授業改善報告書」をリンクさせて、FD・SD

研修会で紹介したり、教務課が運営委員会や教授会等で行ってきた「授業に関するアンケート」結果の報告を、FD・SD研修会において具体的な分析も踏まえて実施したりするなど、教職協働の下、新たな教育課題の解決に向けた具体的な教授方法の向上と、日常的な授業改善を教職協働により工夫し、深めるよう努める。

基準項目 3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、ディプロマ・ポリシーに示された資質・能力が身についているかどうかを学修成果として測定しており、学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する方法をアセスメント・ポリシーに定め、測定を行っている。

■学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）【資料 25】

本学では、キャンパスを共有する山口芸術短期大学との合同組織である教育課程委員会が主体となり、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用に取り組んできた。

1. 「授業に関するアンケート」の実施

本学では、平成 19 年度から毎年、前期・後期の 2 回、「授業に関するアンケート」を全学的に実施している。平成 27 年度までは、毎回、全授業科目を対象に実施してきたが、学生の負担軽減や形骸化の防止のため、平成 28 年度からは 2 年間で全科目を実施することとした。シラバスには、3つのポリシーを踏まえた授業テーマや達成目標が表記されているが、このアンケート結果は、その達成度を測る指標の一つになっており、ウェブサイトにも公表している。

質問項目は、学生の授業への取り組み姿勢に関する項目と教員の授業の内容等に関する項目で、令和元年度後期から自由記述は別紙とした。質問項目は、毎年教務委員会で検討し、集計結果を継続的に考察しており、経年的変化を見る観点から、大幅な変更は行っていないが、令和 2 年度は遠隔授業の評価も別紙に記載してもらい、評価を求めた。

実施方法は、令和元年度後期から無記名とし、授業時学生がアンケート用紙を配布回収する方法に変更した。回収率は 100%に近い。

集計は、学生部教務課で大学全体の集計と各授業科目の集計を行う。大学全体の集計結果及び考察については、運営委員会、教授会で報告し、ウェブサイトで公開している。各授業科目のアンケート結果は、全体結果と併せて担当教員に返却する。教員毎の評価結果は、図書館に公開しており、閲覧することができる。平成 30 年度からは、大学教育の質的転換の観点から運用方法について見直しを行い、アンケートにおいて高評価を得た授業科目を提示し、FD・SD 活動として実施している相互授業参観の参考にしている。

ただし、令和 3 年度後期末のアンケートは、1 月にオンライン授業になったため一部の授業のみでしか実施できず、科目ごとの集計とし、大学全体の集計結果は出さないこととなった。

2. 学生生活に関するアンケートの実施

2年生と4年生の全員を対象に、学生部学生課を中心に「学生生活に関するアンケート」を実施している。これにより学生の食生活、アルバイト、課外活動、体調管理、施設や行事に対する満足度、大学に対する満足度、要望を把握している。

3. 「授業時間外の学修に関する調査」の実施

本学では、学生に対する学修支援や教育支援の参考資料とするために、学生生活アンケートの中で、授業時間外の学修時間等を調査し、効果的な授業活動に活かすこととしてきた。

令和3年度は、前期末に授業時間以外の学修時間調査を、授業時間を用いることなく、9月当初の前期の成績配布時期に、全学ウェブサイト調査で行い、学生に対しては、自らの単位取得状況やGPAの変化を見ながら前期の学習状況を振り返り、後期の時間外学修増加を促すようつとめた。教員に対しては、教務委員会で調査結果を分析し、教授会、学部・学科会議で学修指導への活用反映させるようにした。

4. GPA制度の導入

本学では、平成29年度にGPA制度の規程を制定し、本格的に制度の運用を開始した。GPAは、学業成績をはかる指標としてチューターの学修指導や履修指導、退学勧告等の参考資料のほかにも各種奨学生、本学特待生、学長表彰の選考等に活用している。

また、特定の教科ではあるが、授業科目履修者に求められる成績水準の設定、履修登録上限単位数の要件緩和や、成績評価基準の平準化を図るための呼びかけなどに活用している。

5. 資格取得状況等の調査結果の活用

本学では、3-3-②の1(2)に記載の資格取得状況や進路決定状況等の結果を教授会で報告し、ウェブサイト上に公開するとともに、学修成果との関連や課題等について検討している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1. 修学状況、資格取得状況、進路決定状況等の周知・共有

(1) 修学状況の周知・共有

学生の修学状況については、学生部教務課で一元管理し、必要に応じて学部教員も確認ができ体制を整えており、教授会でも報告している。また、ウェブサイトで公表している。退学や休学にもつながりかねない個別の学生の出席状況や授業の欠席状況については、毎月開催される学部会議で、チューターや教科担当、ゼミ担当から、学生の動静について報告が行われている。学部会議には、学生部長や学部・学科支援室員も参加し、それらの学生の修学状況について確認・共有している。共有された情報に基づいて教職員が協力して当該学生の指導に当たる体制を確立している。

(2) 資格取得状況、進路決定状況等の周知・共有

学生の資格取得状況も学生部教務課で一元管理し、必要に応じて学部教員も確認ができる体制を整えており、教授会でも報告している。

進路決定状況等は、キャリア支援センターが教授会で報告し、個別の具体的な状況については、学部会議で就職支援室、教職支援室、保育職支援室、各支援室の担当教員から詳細に報告され、全教職員で情報共有している。また、ウェブサイトで公表している。

2. 「授業に関するアンケート」結果のフィードバックと活用

(1) 授業に関するアンケートの全学的な実施と結果のフィードバックについて

本学では、毎年、前期、後期に学生の授業に関するアンケートを実施している。授業に関するアンケートの質問事項は、毎年教務委員会で検討し、継続的に集計結果を考察している。アンケートでは、学生の授業へ取り組む姿勢や、教員の授業方法の工夫、学生からの要望等を集計する。集計方法は、大学全体の集計と各授業科目の集計を行い、担当教員に返却し、その結果を受けて、教員が授業改善を工夫しコメントを提出する。なお、個々の教員のアンケート結果は、図書館で閲覧でき、授業改善に関する教員からのコメントは次の学期に説明するようにしている。

なお、令和3年度前期は「授業に対するアンケート」は実施したが、令和3年度後期においては山口県が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（令和4年1月9日から2月20日まで）に伴い遠隔授業に以降したためアンケートが実施できなかった。

(2) 授業改善報告書の作成と活用

アンケート結果を受け取った教員は、それらの結果を踏まえ、3つのポリシーの実現に向けた授業改善報告書を全員が作成し、教務課に提出する。授業改善報告書は、①現状の説明（授業を行った際の気づき）、②問題点（アンケート結果と比して見えてきたもの）、③改善の方策（次回以降、授業へ反映させたい点）の3項目で構成している。教員は、自由記述の記載事項も含め、次学期に教員から学生に説明し、授業改善に生かしている。

3. 「学生生活に関するアンケート」結果のフィードバックと活用

「学生生活に関するアンケート」の結果は集計を行い、運営委員会、教授会、学部会議を通して全教員に配布し、学生指導及び学修環境の充実のための資料として活用している。

4. 卒業生の就労先へのアンケート結果のフィードバックと活用

本学の卒業生の8割以上は、教育職、保育職であるが、教員となった卒業生の就労先へのアンケート結果は、学部会議において、担当教員から報告され、在学生の学修指導や学生指導に活用されるとともに、必要に応じて卒業生のアフターケアにもつなげている。

5. アセスメント・ポリシー細則の活用

本学では、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検を行うために、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて全学的な方針を定めたアセスメント・ポリシーを、平成30年度に策定し、令和元年度にはそのアセスメント・ポリシーの実質的な活用に向け、「ア

セサメント・ポリシー細則」を定めた。令和3年度には、PDCAサイクルを円滑に機能させるために、細則をさらに見直し、教職員にもわかりやすいレベル名に変更するとともに、計画から検証、改善への流れを明確化した。

基準項目3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神・教育の理念・教育の目的に基づき、ディプロマ・ポリシーに示す能力を修得させるための教育を行っている。学生が卒業までに獲得することが期待される知識・技能・態度などの能力を学生により分かりやすく伝えるため、「学修成果」として明示することを検討し、これまで「学部において定める資質・能力」としていた部分を、「教育者・保育者として求められる資質・能力」に標記を変更した。

令和3年度末には、令和4年度からのディプロマ・ポリシーの見直しを行い、「教育者・保育者として求められる資質・能力」を「教育者・保育者として身につけるべき資質・能力(学修成果)」とし、さらに4点のディプロマ・ポリシーとの関連性も明記した。今後、この学修成果が、ベンチマークルーブリック評価にも活用が検討されている。

学生による「授業に関するアンケート」に対しては、授業改善報告書の記載を義務付けているが、この報告書の活用がまだまだ不十分である。また、図書館での閲覧について、学生・教員に周知する必要がある。「3-2の改善・向上方策（将来計画）」で記載のとおり、今後、FD研修で、改善点の共有を図るとともに、報告書の公表や、人事評価への活用も図ることとしたい。

また、次年度以降は、アセスメント・ポリシー細則に定めたPDCAが機能するために、指標の数値を中心として、学修成果を把握するために指標となりうる数値をIRフォルダーへ入力し、いつでも活用できるようにすること、公開すべき指標の数値を、ウェブサイト上に一元的に公開し、期毎に更新すること、これらの実施を確実に行うこととしたい。

【基準3の自己評価】

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを身につけた者に対して、学位を授与している。そのために、単位認定及び卒業認定基準を学生に明示し、厳正に対処している。

また、ディプロマ・ポリシーの定める学修成果を修得できるようカリキュラム・ポリシーを定めており、見直しもディプロマ・ポリシーと一体的に進めている。

一方、大学は、学生の将来と深く関わっており、その意味から、本学の教職課程や資格取得課程を充実させている。そのため、効率よく取得するカリキュラム編成が大きな意味を持つ。複数の免許資格を希望する学生の単位取得を叶える教育課程の体系的編成が大切であり、カリキュラム・マップやナンバリング・システムの工夫に努め、アクティブ・ラーニングなどの教授方法の工夫等を確実にやっている。

学修成果の点検・評価のシステムも、実質的な運用が継続して行われるよう、見直した。本学は、芸術を基盤とする教育の展開を特色としてきたが、その実績を展開させて、ビジョン2030を実現すべく、多様化した教育課程を編成したが、令和4年度以降、それらが学修成果にどのように結びつくか、アセスメント・ポリシー及びその細則を用いて、検証しながら、ビジョンの実現に向かっていくこととしている。

以上のことから基準3を満たしていると評価する。

基準4 教員・職員

基準項目 4-1 数学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「山口学芸大学学長選考規程」第4条において、「学長は、学校法人宇部学園の運営方針を踏まえ、大学運営全般に指導力を発揮する能力を有し、学長としての職務を行える者でなければならない」と規定している。また、「山口学芸大学就業規則」第3条第2項において学長は、「大学の運営が円滑かつ活発に行われるために業務全般を統括し、所属職員を指導監督し、所属の施設設備を管理する責任を負う」と規定しており、大学を統括・運営にあたる学長の権限と責任を明確に定めている。

学長は学内の委員会において委員長を務めるなど多岐にわたる職務であるため、学長企画室がマネジメントする、企画・IR委員会により学長を補佐する体制を整えている。企画・IR委員会の業務は、「山口学芸大学、山口芸術短期大学企画・IR委員会規則」第2条において、「(1) 大学の運営に関する事項等について、全学的な意思統一及び課題解決のための調整を行う、(2) 委員会の業務に関連するデータを収集・蓄積し、情報の共有を図る」と規定している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学則第9条に基づき、教授会を置いている。本学の教育上の意思決定は、「山口学芸大学教授会規程」に基づき行われており、その権限と責任は明確である。教授会の運営は、学長及び教授に加え、「山口学芸大学教授会規程」第2条第2項により准教授その他の職員が参加している。教授会は、学長主宰の下に毎月1回開催し、教授会規程第3条第1項各号に規定する審議事項に基づく議事案件により審議している。教員人事を行う教授会は、学長及び教授のみの構成としている。令和2年度には教授会規程を改定し、山口学芸大学と山口芸術短期大学との合同教授会が可能となった。また、学則第8条に基づき、運営委員会を置いている。運営委員会は、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程」に基づき運営している。大学運営の基本方針及び教育・人事・研究等を審議する運営委員会は、理事会と大学運営の連携を図るための役割を果たしている。理事長が指名した理事、学長、学生部長、事務部長、学部長、各学科長、学科主任、参事、各次長、各課長及び理事長が別に指名する者で構成し、毎月1回開催している。各部署の責任者が出席することにより、議事案件の責任を明確化にし、各部署で適切に業務運営を遂行している。

現在、本学では副学長を置いていないが、「学校法人宇部学園組織規程」第6条において、副学長の職務内容を明確に示しており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐制度を整備している。

教授会の審議事項は、「山口学芸大学教授会規程」第3条に定めるとともに、学校教育法

第93条第2項第3号に基づく教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項についても、「山口学芸大学教授会規程」第3条第3項に定め、それらを審議し、学長は、その意見をふまえて意思決定を行い、業務を指揮・執行している。

学長は、「山口学芸大学教授会規程」を改正する都度、教授会の構成員に詳細（教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項等）を説明し、周知している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則」（以下「事務組織規則」）により、各部署の所管業務、事務分掌及び職務の権限を明確にし、大学として一体化した組織体制をとり、適切な人員の確保と配置を行なっている。

学生部を中心に教職協働による教学マネジメント体制を整備し、役割の明確化とマネジメントの機能強化を推進している。

さらに、学内の各種委員会には、専任の職員だけでなく、学部から専任教員が委員として加わり、それぞれの立場から意見を述べるとともに、協議内容を教授会や学部会議等で報告するなど、教職協働体制のもと、教育活動を充実させる取り組みを実施している。

基準項目4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化を把握し、適正な教学マネジメントとして機能しているか点検し、学長のリーダーシップの下で、全学的な教学マネジメント体制の強化を推進する。

基準項目 4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

現在、本学は1学部1学科（教育学部教育学科）の体制であるが、教育学科は保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を養成する初等幼児教育専攻と中学・高等学校英語教諭を養成する英語教育専攻がある。教育学部教育学科として大学設置基準上必要な教員のほかに、保育士養成施設の教育課程、幼稚園教諭養成教職課程、小学校教諭養成教職課程、中学校・高等学校教諭（英語）養成課程、及び特別支援学校教諭教職課程に必要な教職科目担当教員、並びに教科科目担当教員を配置している。

教育学部教育学科は、入学定員70人（収容定員300人）で、専任教員数23人（教授15人、准教授4人、講師4人）の教員組織を編制しており、表4-2-1のとおり大学設置基準に定めるところの必要な専任教員数及び教授数を満たしている。

教員の採用に当たっては、大学設置基準（第14～16条）、「山口学芸大学就業規則」及び「山口学芸大学職員採用規程」に基づき、本学の「教員資格審査基準内規」に則り、求める教員の資質を勘案して候補者を選定し、学長が教授会で意見を聴き適任と判断した者を理事長に推薦し、理事長が採用を決定する。昇任については、学部長が学長に推薦し、教授会で審査し、学長が適任と判断した者を理事長に推薦し、理事長が決定する。平成30年度に制定した「山口学芸大学及び山口芸術短期大学教員評価規程」により教員が行う諸活動も考慮して人事評価に反映している。

表 4-2-1 教員数（令和3年度）【別表 29】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

併設短期大学との合同組織としてFD・SD委員会を設置している。FD・SD委員会の企画の下で年に2～4回程度、学内又は外部講師を招いた講演やワークショップ等によるFD・SD研修会を開催している。平成29年度からSD研修が義務化されたことに伴い、FD・SD研修会として、全教職員対象の研修会を開催している。

過去3年間に学内で実施されたFD・SD研修会は表4-2-2のとおりである。

表 4-2-2 FD・SD研修会の実施状況（令和元年度・令和2年度・令和3年度）【別表 30】

以上の研修会に加えて、毎年4月に「新任教職員研修」を併設短期大学と合同で開催している。また、教員間の相互授業参観を行い、授業改善の工夫・開発につなげる取り組みを行っており、令和3年度には7件（学芸4件、短大3件）の実施報告があった。

基準項目 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に則した教員の採用においては、本学の教育事情に応じて適切に行っており、引き続きバランスのとれた年齢構成の教員体制の構築に努める。また、平成30年度から開始した教員評価を継続して行う。

FD・SD委員会は、教員間の相互授業参観を活発にするため、毎年、各教員に参観可能な授業・日時の報告を求める等、教員間への周知に努める。また、学生部教務課が年2回

「授業に関するアンケート」を実施し、学生からの意見によっては、「授業改善報告書」を提出することとしているが、FD・SD委員会との連携を強化し、さらなる資質の向上に努める必要がある。

基準項目 4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

併設短期大学との合同組織として FD・SD 委員会を設置している。FD・SD 委員会の企画の下で年に 2~4 回程度、学内又は外部講師を招いての講演やワークショップ等による研修会を開催している。平成 29 年度から SD 研修が義務化されたことに伴い、FD・SD 研修会として、全教職員対象の研修会を開催している。過去 3 年間に学内で実施した FD・SD 研修会は前掲 (表 4-2-2) のとおりである。このような研修会に加えて、毎年 4 月に「新任教職員研修」を併設短期大学との合同で開催している。

基準項目 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SD 研修においては、大学を取り巻く様々な事案に対応した研修を実施することにより、職員の資質・能力の向上につなげることが求められる。このことから、SD 研修会は職員も大学の構成員の一員として教職協働の一翼を担う意識を持たせ、FD・SD 研修会が実施する研修に全員参加を目標とし、能力向上を目指す。

基準項目 4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則」により運営・管理に関わる責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置き、公正な研究を推進している。

また、教員の研究環境については、以下のとおり整備している。

1. 個人研究室

専任教員には、エアコン完備の研究室を整備し、貸与 PC を通じて学内 LAN 経由でネット接続も可能である。また、机、椅子、書架、更衣ロッカー、電話機、水道等を標準装備している。

2. ゼミ室 (共同研究室)

研究室と同じ棟に、ゼミ室を設置しており、少人数のゼミや教員同士の協議、打合せ等に使用している。

3. 印刷室

研究室を配置している棟の各階には、複合機、輪転機、裁断機等を配した印刷室を整備

しており、随時使用可能としている。

施設の維持管理に関しては定期点検に加え清掃業者による保全、さらには必要に応じて職員が点検・補修等を行い、教員の研究活動を適切に支援している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

国が示す「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 5 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」を受け、学内の規程等の見直し及び新規に整備し、適正な運用を行っている。令和 3 年度は、役員会、監事、公認会計士、内部監査部門の連携強化の体制を整備した。本学の研究に関する規程は、次のとおり定めている。

| |
|---|
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究者行動規範 |
| 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範 |
| 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする研究倫理規準 |
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程 |
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則 |
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正防止等に関する規程 |
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程 |
| 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における受託研究取扱規程 |
| 山口学芸大学・山口芸術短期大学における共同研究取扱規程 |
| 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における外部資金受入れに係る間接経費の取扱いに関する規程 |
| 山口学芸大学寄附金取扱規程 |
| 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における化学物質管理規程 |

研究目的は次のように制定し、明文化している。

■研究目的【資料26】

また、研究者が主体的かつ自律的に研究を進め、教育研究活動の健全な発展が促されるよう研究者に求められる規範として「山口学芸大学及び山口芸実短期大学研究者行動規範」を定めた。併せて、これらを体系的にまとめたハンドブック「研究活動の推進・研究不正防止ハンドブック」を作成しており、公正な研究の推進及び不正な研究の防止に取り組んでいる。

研究倫理教育の一環として e-ラーニングを導入しており、令和 3 年度は受講率 89.3%であった。

「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 2 年 3 月改正 文部科学大臣決定）」の改正に伴い、全学 SD 研修会で研究不正防止に係る背景やガイドラインの変

更点を説明するとともに、ガイドラインに基づくチェックリストにより自己評価を行った。
公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、公的研究費規則に定める誓約書の提出を求め、コンプライアンスの遵守に努めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

1. 教育研究費

教育研究費については、教育目的を達成するために必要な額を「学校法人宇部学園寄附行為」及び「学校法人宇部学園経理規程」により決定される予算に基づき、適切に配分している。

予算編成は、前年度末に学部において教員から必要な物品、図書等についての要望を取り纏める。これを基に、学長、理事長の協議を経て予算案を作成し、理事会に諮り、決定している。教育に関わる研究機器、備品、消耗品については、大学の機器備品として大学が購入し、研究室及び教室等に配置している。

2. 研究助成経費

本学は、学長のリーダーシップにより、教職員の研究活動を促進することを目的として、「山口学芸大学・芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程」に基づき、研究者からの申請による研究助成制度を設け、研究力の向上を図っている。令和3年度には、「山口学芸大学・山口芸術短期大学 研究助成制度取扱要項」を一部改正し、外部資金を積極的に獲得するための支援制度として明確化した。

(1) 個人研究助成

本学における個人研究活動等を支援し、得られた成果をより一層質の高い教育として提供することを目的として行う助成であり、表4-4-1のとおりに定めている。

(2) 組織型プロジェクト助成

全学的な視点から教育研究の活性化と大学運営の改善等を目的として行う「プロジェクト」及び「プロジェクト事業」に対する助成であり、採用した「プロジェクト」及び「プロジェクト事業」に対して、学長の判断で必要な経費を助成する。

表4-4-1 研究助成【別表31】

研究助成経費配分額（平成29年度～令和3年度）【別表32】

3. 外部資金

4-4-②で記載したとおり、研究費に係る諸規程を整備し、科学研究費助成事業（以下「科研費」）を含む競争的資金等の公的研究費の管理・運営体制を整えている。科研費の応募については、本学独自の研究助成に加え、学内で申請書のブラッシュアップを行い、採択率アップに向けた支援を実施している。また、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における外部資金受入れに係る間接経費の取扱いに関する規程」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学における共同研究取扱規程」、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における受託研究取扱規程」も整備し、適正に執行している。外部資金の受入総額は、令和3年度は3,500,000円であった。

地域のデザイン教育の振興と SDGs への寄与を目的としたデザインコンペを開催し、趣旨に賛同した企業団体及び同窓会等からの寄付金と、地元企業と連携した PBL 事業として NTT 西日本からの寄付金あわせて総額 42 万円の寄附金を獲得した。

基準項目 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の充実を図り、研究を推進させる。

学長裁量経費を確保し、学内研究助成制度による研究活動を推奨する。また、教育研究を充実・高度化させるための外部資金の獲得に向けた取り組みを実施する。研究推進の取り組みの効果を検証し、新たな制度を検討する。

併せて、研究倫理教育も継続して行う。

【基準 4 の自己評価】

大学の運営に関しては、学長がリーダーシップを発揮できるよう規程を整備している。理事長が主宰する「運営委員会」、学長が主宰する「教授会」、「企画・IR 委員会」や各種学内委員会において組織上の役割を明確化し、それぞれ機能させている。

教職員組織については、適切な人材の確保と配置により体制を整備し、役割を明確にし、機能性を発揮している。

教育研究に関する事項については、学長自らが研究者として範を示すとともに FD・SD 研修などの研修会を定期的を開催し、教職員の資質向上を図っている。

教学マネジメントにおいて理事会に諮るべき重要な事項は、運営委員会を通じて調整を図っている。

研究活動については、研究推進のための予算の確保及び規程の整備を行い、研究倫理教育を継続して行っている。

以上のことから基準 4 を満たしていると評価する。

基準5 経営・管理と財務

基準項目 5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人宇部学園寄附行為」とこれに基づいた諸規程を整備し、高等教育機関の設置者として社会の要請に応え得る経営を行っている。

「学校法人宇部学園寄附行為」第12条に基づき、監事を置き、理事、評議員の職務遂行について適宜点検を行うとともに、評議員には、企業経営者を選定し、専門的な知識と経験を有する学内外の役員により学園経営の規律と誠実さを担保している。

本学は、「学校法人宇部学園組織規程」により大学の組織を定め、「山口学芸大学就業規則」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学倫理規程」により教職員の倫理規範を定めている。「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則」により研究の運営・管理を適正に遂行するための責任体制を明確化するとともに、行動規範・不正防止計画により研究倫理の遵守に努めている。また、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする研究倫理規準」を定め、人を対象とする研究対して倫理的に適切に行っている。ハラスメントに関しては、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学ハラスメント防止ガイドライン」を設け適切に対応している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の建学の精神である「至誠」に基づき、多様な価値観に触れる教育活動の実践を積み重ね、時代の変革に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成するために、中・長期計画である「宇部学園ビジョン2030（以下、「ビジョン2030」という。）」（令和3年度～令和7年度）を策定し、本学の使命・目的の実現に向け、継続して取り組み続けている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、「宇部学園施設耐震化計画」を令和2年度に完了し、新たにビジョン2030の前期5年間のロードマップを策定し、優先度を設定しながら構内の環境に配慮した体制を維持している。

人権に対する配慮に関しては、人権侵害を防止するとともに、学生・教職員が健全で快適なキャンパス環境の下で就学・就労する機会を保障するために「山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学ハラスメント防止ガイドライン」を設け適切に対応している。また、相談に応じる体制として学内にハラスメント等人権問題に係るハラスメント相談員を配置している。

さらに、教職員がより働きやすい職場環境を整備するため、育児休業や介護休業に係る「山口学芸大学育児・介護休業等に関する規則」により、安心して働くことができる環境を実現している。

安全に対する配慮では、危機管理に対する総合的な対応を図るため、令和元年度に設置

した「新型コロナ感染症対策本部」を再編し、学長を本部長とした「危機管理対策本部会議」を令和4年度から設置し、新型コロナ感染対策はもとより、「事業継続計画（BCP）」の策定や「危機管理基本マニュアル」の整備などを行うこととした。また、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学消防計画」に基づき学生や教職員も含めた防火・防災・避難訓練を実施した。

学生の安全対策の一環として、交通安全講話を宇部学園姉妹校である宇部中央自動車学校との連携の下で毎年実施している。学生の個人情報保護については、「学校法人宇部学園在学生等の個人情報保護に関する規則」及び「山口学芸大学学生の個人情報保護に関する細則」を定めており、個人情報を適切に保護、管理している。

なお、情報セキュリティ対策に対応するため、文科省の指示を受けて「山口学芸大学情報セキュリティ規則」を見直すとともに、令和4年度にはSD研修の一環として、「情報セキュリティ研修会」を企画することも予定している。

基準項目5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、関連する法令等は遵守している。令和元年5月24日に公布された私立学校法の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う、寄附行為変更については、令和元年12月17日に理事会へ提案後、令和2年2月18日付けで文部科学大臣の認可を得た。

今後、さらに主体性・公共性を高め、より強固な経営基盤のもと、時代の変化に対応した大学づくりを推進するために、令和元年12月に「山口学芸大学ガバナンス・コード」を策定し、ウェブサイト等で周知を図っている。

なお、ビジョン2030の策定に伴い、建学の精神や教育理念、ビジョンを見直したことから、一部改正を行った。

ビジョン2030の円滑な実行と毎年度のふりかえりを行い、PDCAサイクルによる進捗管理を推し進めていくことにより、中・長期的な経営や本学の教育の使命と目的の実現へ向けた取り組みを継続して行っている。

非常事態に備え、より現実的な災害を想定した訓練を実施する。また、大規模災害、緊急事態の発生に備え、より実用的な危機管理マニュアルを整備し学内に周知を図る。

また、新型コロナウイルス感染症防止本部会議を「危機管理室」に再編し、併せて、事業継続計画（BCP）についても対応する組織とすることを決定した。さらに令和4年度に「危機管理」担当の教員を学生部参事として採用予定であり、危機管理室機能の向上が期待できる。

基準項目 5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、私立学校法に基づき、「学校法人宇部学園寄附行為」第6条に「この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行なう。」と規定し、使命・目的の達成に向けて学園の最高意思決定機関として位置付けている。

理事会の運営は「学校法人宇部学園寄附行為」第6条に規定し、適切に運営している。理事会の議長は理事長をもって充て、理事総数の3分の2以上の理事の出席で成立、議事の決議は出席した理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決することとしている。

「学校法人宇部学園寄附行為」第6条において、法人の業務決定は理事会によって行うことを定めている。理事の定数は寄附行為第5条で6人以上8人以内と規定しており、現員は6人である。学長が理事として毎回理事会に出席し、意思決定に参画している。また、監事は、理事会に毎回出席し、理事、評議員の職務遂行について適宜チェックを行うとともに、会計及び業務監査の結果を適宜理事会に報告している。

予算及び事業計画については、3月の評議員会に諮った後、同月の理事会で審議し、決定している。また、年度途中で予算の変更が必要になった場合も同様の手順で変更の手続きを行っている。

決算及び実績の報告は、監事の監査を受けた後、5月の理事会で審議し決定し、評議員会に報告し、意見を求めている。その他、寄附行為の変更、学則の変更等重要事項については、理事会の議決により実施している。

また、「学校法人宇部学園寄附行為」第21条に規定している事項については、理事長が、あらかじめ評議員会で意見を聞いた後に、理事会で審議している。さらに、大学に関する理事会提案案件は、運営委員会において事前審議の後に理事会に上程しており、理事会と大学の業務運営上の連携を図っている。

基準項目 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的を実現するために、理事会を中心に意志決定する体制を整えている。引き続き現行の運営形態を維持し、適切にPDCAサイクルを行うことで使命・目的を達成する。

基準項目 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学の設置者である学校法人宇部学園は、「学校法人宇部学園寄附行為」、「学校法人宇部学園組織規程」に基づき設置する学校を運営している。その設置校の一つの本学は「山口学芸大学就業規則」、「山口学芸大学学則」、「山口学芸大学大学院学則」、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程」、「山口学芸大学教授会規程」等に基づき管理運営体制を整備している。

理事長は、本学の運営に関する重要事項を審議するため「運営委員会」を開催し、理事会での意思決定が円滑に行われるよう法人と大学間の調整を図っている。以下に本学に関わる会議組織等の概要を示す。これらの会議は相互に連携し、適切に行っている。

1. 理事会

「学校法人宇部学園寄附行為」第6条において、法人の業務決定は理事会によって行うことを定めている。理事の定数は6人以上8人以内であるが、現員は6人である。本学の学長は理事として理事会に出席し、意思決定に参画している。

予算及び事業計画については、3月の評議員会に諮った後、同月の理事会で審議し決定をしている。決算及び実績の報告は、監事の監査を受け、5月の理事会で審議・決定し、評議員会に報告した後、意見を求めている。その他、寄附行為の変更、学則の変更等重要事項については、理事会の議決により実施している。

理事会の開催状況は次のとおりである。

表 5-3-1 理事会の開催状況【別表 33】

2. 運営委員会

本学の運営に関する重要事項（教員人事・教育・研究）を審議するため、「山口学芸大学学則」並びに「山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程」に基づき、運営委員会を設置している。

運営委員会は、理事会と大学運営の連携を図るための役割を果たしている。また、同委員会は理事長が指名した理事、学長、学生部長、事務部長、学部長、各学科長、学科主任、参事、各次長、各課長及び理事長が別に指名する者をもって構成し、毎月開催している。議長は理事長が務め、審議事項のうち理事長が必要と認めた事項を理事会に上申している。

3. 教授会

教授会は、「山口学芸大学教授会規程」に基づき、以下の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるため、原則として毎月招集している。

■山口学芸大学教授会規程【資料 27】

教授会は、学長及び教授をもって構成し、准教授その他の職員も出席し、教学と管理の連携が適切に行われるように配慮している。出席者は、審議事項について学長の求めに応じて意見を述べることができ、学長が決定を行うにあたり、各分野の専門的な観点から幅広く主体的に審議を行う体制としている。

4. 研究科委員会

研究科委員会は、「山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程」に基づき、以下の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるため、招集している。

■山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程【資料 28】

研究科委員会は、学長及び教授をもって構成し、准教授その他の職員も出席し、教学と管理の連携が適切に行われるように配慮している。また、出席者は、審議事項について学長の求めに応じて意見を述べることができ、学長が決定を行うにあたって、各分野の専門的な観点から幅広く主体的に審議を行うことのできる体制を整えている。

5. 各種委員会

本学は、学則第 10 条に基づき、大学の運営組織として、大学運営や教育活動を円滑に行うため、表 5-3-2 のとおり学内に各委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している。学生部、事務部、大学、短期大学、各部門の教職員が教職協働で協議し、承認された事項は、運営委員会や教授会に提案、報告され情報共有を図っている。

表 5-3-2 令和 3 年度 学内常設委員会一覧【別表 34】

6. 学部会議

学部における教育研究の詳細を連絡し検討する組織として、学部会議を設置している。教授、准教授、講師、学部・学科支援室の職員で組織し、毎月 of 定例開催を原則とし、各委員会から提出のあった事項について協議するとともに、必要事項を運営委員会、教授会へ提案する。

7. 研究科会議

本学大学院における教育研究の詳細を連絡し検討する組織として、研究科会議を設置している。大学院専任の教授、准教授で組織し、毎月 of 定例開催を原則とし、大学院に関する事項について協議するとともに、必要事項を運営委員会、研究科委員会へ提案する。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1. 法人及び大学の管理運営部門による相互チェックについて

大学から理事会への提出議案は、運営委員会及び教授会で審議し、重要事項を学長が理事長に進達し、理事会に上程している。

法人事務局と大学事務部門の組織は、離れた地に存在していることから、常に情報を共有し、業務においては相互チェックする体制としている。

理事長のリーダーシップが適切に発揮されるように、大学部門の幹部事務職員を法人事務局兼務とするとともに、大学部門の職員を評議員として選任し、法人運営の機能強化と法人各部門間の連携強化を図っている。

2. 監事

監事の選任は、「学校法人宇部学園寄附行為」第12条に基づき、理事、教職員又は評議員以外の者から理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が2人の監事を選任している。

監事は、理事会・評議員会に出席し、理事、評議員の職務遂行について適宜チェックを行っている。また、監事は監査実施要領に基づいて定例として年2回、理事長に対して意見具申し、年2回の監事監査を行っている。さらに学園内各部門の定期的な業務監査の実施や学園担当公認会計士から学園の財務状況等について事情聴取している。

3. 評議員会

評議員の定数は 13 人以上 18 人以内であるが、現員は 14 人である。

「学校法人宇部学園寄附行為」第 21 条により、理事長は以下の事項につき、あらかじめ評

議員会の意見を聴くこととしている。【資料 29】

理事長は、上記に該当する議題については、あらかじめ評議員会で意見を聴いた後に、理事会でそれらを審議している。また、理事会で議決した決算及び実績の報告については、監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めている。

開催状況は表 5-3-3 のとおりであり、諮問機関として適切に運営している。

表 5-3-3 評議員会の開催状況【別表 35】

基準項目 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会や運営委員会等の各種会議・委員会を通じて法人と本学は意思疎通と連携を適切におこなっている。さらに監事、評議員会によるチェック機能は、有効に機能している。

一方、高等教育機関を取り巻く環境は大きく変化する中で、小規模大学の特色を活かし、より一層の管理運営の円滑化を図るとともに、監事、評議員会による適切なチェックを継続していく。

基準項目 5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的計画については、令和 3 年 3 月に本法人の大学、短期大学、高等学校、中学校、幼稚園、自動車学校の各部門による 10 年後の社会の姿見通した「宇部学園ビジョン 2030」を作成し、理事会で議決した後、教職員に説明した。

毎年度の事業計画は、ビジョン 2030 を踏まえた予算編成方針、予算概要に基づき、各部門においては前年度の自己点検・評価活動の取り組みについて内検討を行い、法人本部と協議の上で事業計画及び予算案を作成している。その後、前年度 3 月に評議員会を経て理事会において最終決定している。

予算編成については、通常事業は総額で各部門の翌年度の学生数等の増減や補助金等の収入見込を勘案した上で予算編成を行っている。予算重点事業については、重要性・緊急性を考慮し、予算措置を行っている。

また、教育研究施設の改修等については、「宇部学園施設耐震化計画」に則り実施している。財務計画においては、令和 3 年度まで教育活動資金収支差額、基本金組入前当年度収支差額は安定した状態である。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の経常収支差額は、安定した状態が続いており、収支バランスも確保されている。なお、令和 2 年度の経営判断指標の判定は A3 となっている。この主な要因は、収入については比較的安定していること、支出については施設の耐震改築工事により施設設備経費の支出が増加したが、人件費の抑制等、経費削減を行った結果である。安定した財務基盤の確立のためには今後も安定した収入の確保が不可欠である。そのために学園全体をはじめ、本学においても学生の定員確保を最重要課題としている。

また、本学のミッションを遂行するために、外部資金の確保は重要であり、競争的資金

の獲得に向けた取り組みとして間接経費を原資とした研究補助金制度や補助金申請書のブラッシュアップを行うなど組織的な活動を展開している。

引き続き今後も経常収支バランスを確保し、5-1-②に記載のビジョン 2030 においても維持していくこととしている。

基準項目 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

入学者数は、平成 19 年度の開学当初から令和 3 年度まで定員を充足している。今後も安定した財務基盤の確立のためには、最も大きな収入となる「学生生徒等納付金収入」を安定して確保することが重要である。

そのためには、安定した財務基盤を維持し、教育力の向上、教育環境の充実、学生募集の強化を図り、学生定員を充足させる必要がある。また、国庫補助金等の外部資金の獲得を目指し、併せて新規の補助金獲得にも取り組む。

経営改善に関わる経費削減目標については、ビジョン 2030 に基づき具体的な数値目標を設定し、取り組んでいく。

基準項目 5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

日常的な出納業務は、学校法人会計基準、「学校法人宇部学園経理規程」に則り、適正な業務を行っている。

予算執行においては、事務部事務課において複数の担当者によるチェック及び会計システムにより管理している。当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、補正予算の編成を行い、評議員会を経て、理事会での決議後執行している。

公認会計士による監査は、毎年定期に実施され、監査時に公認会計士からの意見に対して十分な協議を行い、適切に対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事は予算、予算の補正を審議する評議員会、理事会に出席し、必要があれば意見を述べる。決算についての監査は、法人事務局長、法人本部職員同席で、収支計算書、貸借対照表、その他証拠書類に関して実施し、決算を審議する理事会でその結果を報告し、決議された決算を報告する評議員会においても同様の報告を行う。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づく、大学部門の公認会計士による会計監査は、2 人の公認会計士により年 2 回、各伝票、元帳、証拠書類の監査を行っている。監査には法人事務局課長（事務部事務課長が兼任）と事務部職員が立会い、公認会計士の質問に対応している。さらに監事と公認会計士との意見交換、理事長と監事、公認会計士との意見交換の場も設定している。

会計処理は各部署での伝票起票後、事務部事務課で予算内容に沿った経費の執行状況等を確認しており、予算執行の管理は適切に行っている。

さらに、平成 30 年度には起票する伝票の様式を見直し、会計処理の効率化を図り、迅速

な予算執行に努めている。

当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、補正予算の編成を行い、評議員会を経て、理事会での決議後執行している。

基準項目 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今日まで教育研究の充実に全教職員が取り組んできた結果、これまで多くの学生が希望する職に就いている。これをさらに継続・発展することで、継続的に安定して学生を確保し、財務の健全性を保ちながら、教育研究費支出を増やしていく予定である。

また、学校法人会計基準、「学校法人宇部学園経理規程」等に基づき法令等を遵守し、適正に会計処理を行うとともに、外部研修・学内研修等を通じて、事務職員の会計知識の向上を図る。

さらに、監事監査、公認会計士監査との連携を強化することにより監査の有効性を高め、より適正な会計処理が行われるように努める。

【基準 5 の自己評価】

本学園の大学、短期大学、中・高校部門の各所属長は理事であり、自動車学校の設置者は理事長が兼務している。理事長は緊密に理事と意見交換をすることにより、各部門の改善に向けた意見、提案を聴くことができ、計画の達成状況の検証をすることが可能となっている。理事会については、機動的な運営を図りつつも、運営の適正性・公共性を高めるため、監事及び評議員会によるチェック機能が生かされている。

本学は、整備された規程等に基づく学内の管理運営体制により、適正な大学運営を執行している。さらに、「宇部学園ビジョン 2030」の確実な実施のため、理事会・理事長の主導の下、法人各部門の担当部署で進捗管理を PDCA サイクルに基づき計画的に進めており、安定した財務基盤を確立し、適正な経営が可能となっている。

以上のことから基準 5 を満たしていると評価する。

基準6 内部質保証

基準項目 6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第2条において「教育研究水準の維持向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している。

自己点検・評価を実施するための体制として、学則第2条第3項に「自己点検及び評価に関して必要な事項は、別に定める」として、平成19年に「山口学芸大学自己点検・評価規程」

(以下、「自己点検・評価規程」)を制定、実施体制等について定めた。これにより「山口学芸大学自己点検・評価委員会」(以下、「自己点検・評価委員会」)及び「山口学芸大学自己点検・評価実施委員会」を設置し、本学の使命・目的の達成をめざし、毎年度自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会の組織は、学長を中心として学部・学科の教員及び事務組織から各部署の役職員で構成し、年度ごとの業務分析を行い、次年度の事業計画・予算に反映させている。各部署の長で組織することにより、全学的な視野に立ち、教学、管理両部門の課題に迅速かつ機動的に自己点検・評価を実施することができ、責任を伴った活動となっている。

自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会において事業活動の分析・評価を確認し、その後に運営委員会、教授会を経て理事会に諮ることで法人全体の点検・評価を実施している。

なお、学則第2条第2項において「教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受ける」旨も明記している。認証評価機関による評価については、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)が実施する評価を受けることが義務付けられていることを受け、平成23年度及び平成30年度に日本高等教育評価機構による評価を受け、大学評価基準に適合と認定されている。

基準項目 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検・評価は、PDCAサイクルに基づき適切に実施し、業務に反映している。今後も自己点検・評価活動は継続して行い、内部質保証に努める。

基準項目 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の学則第2条第1項において、教育研究水準の維持向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとし、また、第2項においては、教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受ける旨を規定している。また、必要な事項は、自己点検・評価規程において活動の実施方法を規定している。

毎年度の活動は、各部署で当該年度の取り組みの実績・エビデンスを基に行い、自己点検・評価委員会において全学的な確認をした後で、運営委員会及び教授会を経て、理事会

に上程している。また、7年以内ごとに受審する認証評価においては、「大学機関別認証評価基準」により適切に対応している。

自己点検・評価活動は、ビジョン2030、事業計画及び各部署での取り組みに対してPDCAサイクルに基づき、その結果を次年度の事業計画に反映させ、策定している。最終的な評価結果は3月末に取り纏め、運営委員会及び教授会を経て、理事会で承認の後にウェブサイトにおいて公表している。

令和2年度からは、「自己点検・評価」「認証評価」及び「外部評価」についてその目的と考え方を整理し、「山口学芸大学及び山口学芸大学における自己点検・評価活動に関する基本方針」を決定し、今後の活動指針を策定している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、自己点検・評価を行う上で、IR機能を活用し根拠資料を基に客観的な分析を行うようにしている。IRについては、「学長企画室」にその機能を備え、学内のデータを一元的に把握・蓄積している。

具体的なデータ管理としては、学生の入学から卒業までの動体、学生の学修活動、就職・進路、入試、外部資金、各種アンケート調査及び施設の利用状況等データのほかに、本学の教育研究活動を把握するうえで必要なデータの収集も行っている。

基準項目 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学長企画室を設置しているが、依然として部署ごとにデータ収集・保管している部分が多く、自己点検・評価活動に必要なデータの一元的な収集及び分析を充実させる必要がある。

また、各種データの管理、活用についても検討を進め、適切な情報公開を行う。

基準項目 6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、教育システムと3つのポリシーとの関連性を明確に示し、全学的な情報共有の下で教育の改善・向上に努めている。教育の質向上を図ることを目的とし、学修成果の可視化と査定を全学的に行うためのアセスメント・ポリシーを制定し、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの査定を定期的実施している。3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーは教育環境の変化に対応させ毎年度見直しを行い、内部質保証の充実を図っている。

本学の内部質保証は、基本的に学部・研究科及び各部署における自己点検・評価をベースにしている。学科・研究科及び担当する委員会においては、3つのポリシーに基づく内部質保証及び事業計画等における教育研究活動に対してPDCAサイクルを常に行い、その結果は自己点検・評価委員会で把握している。当該委員会が起点となり、学科・研究科と各部署が連携し、その中で発見された問題や、改善・向上方策について、組織的に検討している。

令和3年度は、学園の中長期計画である「宇部学園ビジョン2030（令和3～12年度）」を策定し、その中で、毎年度の年度計画を提示している。計画の達成にあたっては、PDCAサイクルに従って業務実績を把握し、自己点検・評価による改善を加えながら大学運営が着実に行われている。

学長が主宰する「自己点検・評価委員会」及び「教授会」は、理事長が主宰する「運営委員会」と密接に関係しており検討内容が実効性のあるものとなっている。

教員個々のPDCAについては、「授業評価アンケート」の結果によりその分析と考察、それに対するコメントを提出し学生へのフィードバックが定着している。

基準項目6-3の改善・向上方策（将来計画）

大学運営の基本となる3つのポリシーを教育研究活動と関連づけPDCAサイクルに基づいて、実施状況を定期的に点検することにより、大学運営の向上を図る。次年度以降も引き続き組織的なPDCAサイクルを回し、内部質保証の充実に努める。

また、IR機能を充実させ、データの収集、調査・分析を行い、経営改善及び教職員の情報の共有化を図る。

【基準6の自己評価】

本学は、毎年度行う自己点検・評価活動と7年に一度受審する大学機関別認証評価による自己点検・評価活動を実施し、これを基にした「事業計画書」、「事業報告書」の作成が定着化している。自己点検・評価委員会により事業活動の確認及び課題抽出等を行い、運営委員会、教授会及び理事会を経て次年度計画に反映させ、学長のリーダーシップの下、各部署の長による機動性をもった体制により改善を進め、成果を上げてきた。

自己点検・評価は、根拠となる資料やデータをエビデンスとして示し、それぞれの基準の評価・判定を行うことにより、客観性・透明性を担保している。従来、部署ごとで情報の収集や根拠となる指標により業務を行ってきたが、全学的な基礎資料の収集・分析等を行う部署として学長企画室を置き、学長直下の「企画・IR委員会」を設置し全学的な課題解決のための検討を行っている。

自己点検・評価活動を適切に行うために、「自己点検・評価委員会」と学内各部署及び各委員会が連携してPDCAサイクルを確実に回し、課題改善に取り組み実効性の高い仕組みを構築している。

さらに、活動の公開性を高めることは重要であり、年度ごとの自己点検・評価の結果及び大学機関別認証評価結果はウェブサイトで公表しており、本学の自己点検・評価活動は確実に実施されている。

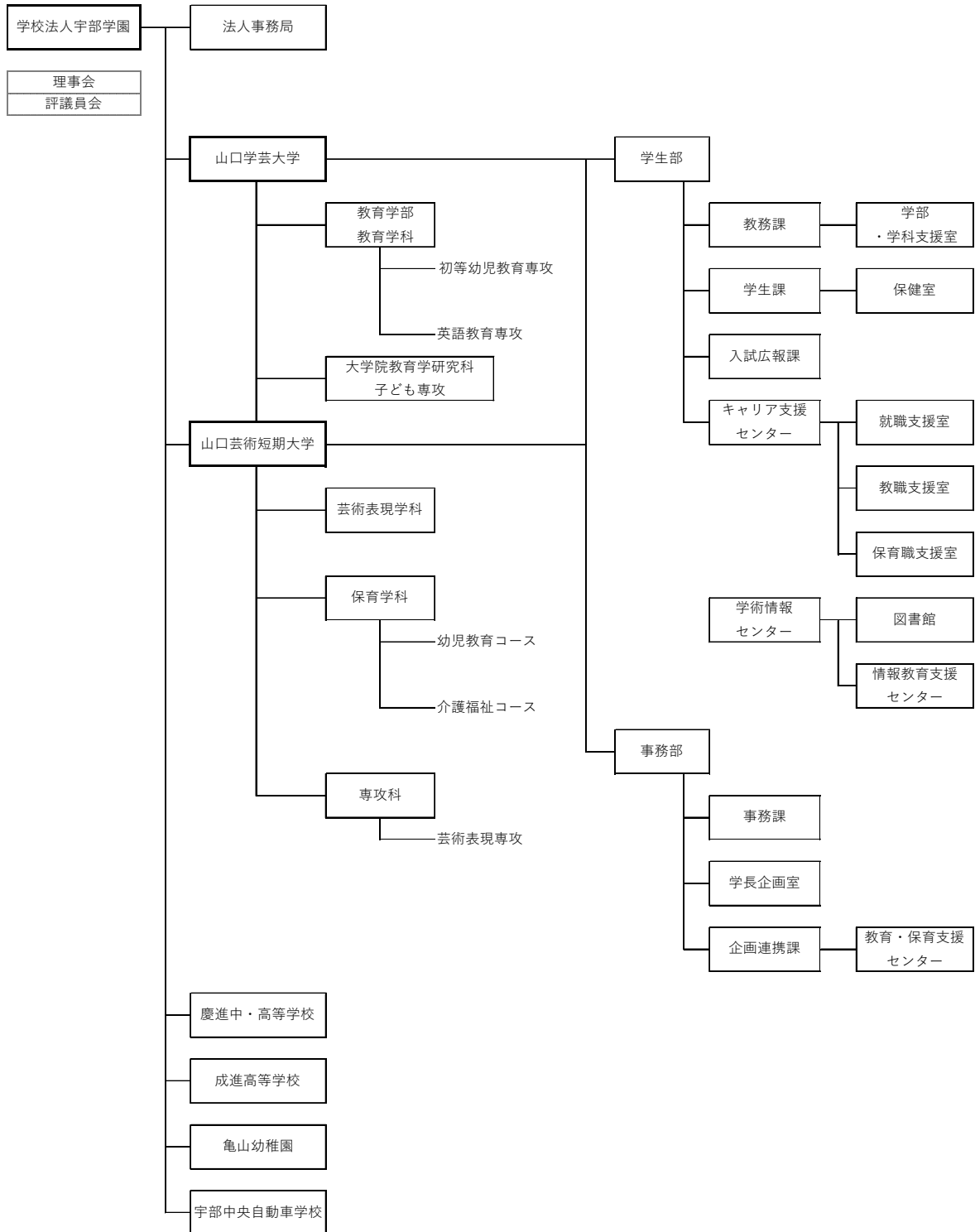
以上のことから基準6を満たしていると評価する。

令和3年度
自己点検・評価報告書

資料集

令和4年5月
山口学芸大学

【資料1】 組織図



【資料 2】山口学芸大学学則（目的）

■山口学芸大学学則（目的）

第 1 条 山口学芸大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、もって豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

【資料 3】教育目的

■教育目的

人間を育てるのは人間に他ならないという教育・保育の本質に立ち、新しい社会の変革の中で強い存在感を示す人材の育成を追求します。

具体的には、次のような教育者・保育者の養成を教育目的とします。

- ・ 芸術を希求することによって自己の人格を高め、豊かな人間性を身につけた人材
- ・ 生涯発達の視点から、乳幼児・児童生徒の生活実態や発達・学びの連続性を理解し、高度な専門性を身につけた人材
- ・ 社会全体で子どもを育てていくことの重要性を踏まえ、地域の資源を活かしながら専門機関、家庭、地域社会と連携・協働できる人材
- ・ 時代のニーズに柔軟に対応できるグローバルな視野と課題解決能力を兼ね備え、持続可能な社会の構築を担うことのできる人材
- ・ ICT 教育等の高度情報化社会が求める情報技術活用能力やコミュニケーション能力を身につけ、新たな価値を創造することのできる人材

【資料 4】山口学芸大学大学院学則（目的）

■山口学芸大学大学院学則（目的）

第 2 条 本大学院は、建学の精神に則り、芸術を基盤とする教育の実践と学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる教育者としての深い学識及び卓越した能力を培い、子ども学発展並びに文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。

【資料 5】教育目的（大学院）

■教育目的（大学院）

大学院教育学研究科では、教育学部で形成した教育者・保育者としての資質を、さらに学問的成果のもとで一層充実させ、以下の二つの資質を備えた教育者・保育者を養成することを目的としています。

- ・ 教育学や心理学などの高度な学問的成果に学び、真理を探究するとともに、山積する教育課題に対応する資質
- ・ 教育実践および芸術表現について深く分析し、高い教育実践力と芸術表現力によって教育課題に対応する資質

【資料 6】 教育学科 3 つの特色

■教育学科 3 つの特色

1. 「高められる専門性 (EXPERTISE)」

本学では、幼児教育から中等教育までの継続した学びの中で、めざす進路に合わせて複数の免許・資格の取得を可能とする教育課程を編成し、教育の専門性を高めるための体制を整えている。

初等幼児教育専攻においては、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）及び特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）が取得可能である。ただし、全ての資格・免許状の取得が可能ではなく、2年進級時のコース選択により学生が主たる専門を明確にした上で履修するように整備している。

英語教育専攻においては、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）及び特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）が取得可能である。

いずれの専攻においても、卒業後のキャリアを念頭におき、本学の目的にある子どもの成長を生涯発達の視点から理解し、そのような教育をするための高度な専門性を身につけることのできる教育課程を提示している。

2. 「生かされる感性 (SENSIBILITY)」

芸術は感性を刺激し、感動を呼び起こし、心身の能動的な活動を促す。音楽系・造形系開設科目並びに英語コミュニケーション関連開設科目等、学生の主体的な活動を通じて「表現する力」の修得に努めている。その力は、やがて教育・保育の現場で「伝える力」、「創造する力」となって子どもたちのより豊かな成長を支えることに繋がる。多くの専門教員の配置と、充実した施設、設備による教育活動の展開は他大学にはない特色といえる。

3. 「引き出される可能性 (POSSIBILITY)」

本学は、1学部1学科の小規模大学である。その特性を活かし、学生個々の目標に合わせたきめ細やかなサポートを実現している。チューター制度を導入し、学生と教員との心の触れ合いを大切にしている。

また、「チーム学芸」を合言葉としてピアサポートを促し、目的意識を共有する学生の互助をすすめる人的環境も整えている。

【資料 7】 山口学芸大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

■山口学芸大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学では、基盤的学士力を修得し、教育者・保育者として求められる資質・能力を身につけ、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与します。

1. 基盤的学士力

(1) 知識理解

教育学、心理学、芸術学など各学問分野における基本的な知識を体系的に理解し、かつ、それを自分自身の生き方とのかかわりで理解すること。

(2) 汎用的能力

大学で学んだことを社会生活や職業生活に応用できる力、すなわち、コミュニケーション力、数想的思考力、情報活用力、論理的思考力、問題解決力、などの能力

(3) 態度・志向性

社会のよき一員として行動すること、すなわち、自己管理力、チームワーク力、倫理観、社会的責任、生涯学習力、などの能力

(4) 総合的な学習経験と創造的思考力

新しい課題に向き合い、これまで学修した成果を活用して、課題を解決できる能力

2. 教育者・保育者として求められる資質・能力

(1) 芸術を通して培われる豊かな人間性

- ・自らの感動を、他者に伝えることができる。
- ・造形や音楽、身体表現活動において、自分らしさを発揮することができる。
- ・表現活動を楽しむことができる。
- ・対象となる作品や表現活動に、表現者の個性を読み取ることができる。
- ・対象となる作品や表現活動に、美しさや優れた点を発見することができる。
- ・対象となる作品や表現活動に、自分なりの表現アイデアを持つことができる。

(2) 人間の成長・発達・学びについての専門的知識

- ・対象者の成長発達に照らし合わせてその心理状況が分かる。
- ・対象者の成長発達に照らし合わせてその学習到達の程度が分かる。
- ・教育や保育に関する全体的な制度の中での自分の役割が分かる。

(3) 人間の成長・発達・学びを支えるための専門的技能

- ・教育・保育に関するメディア（教材や遊具、楽器など）の特性や使い方が分かる。
- ・人間や社会の事象について問いを立て、自ら調べ、探究し、自分なりの結論が出せる。
- ・テーマや事例について、他者と議論し、分析や考察ができる。
- ・文献や資料を参考にしながら、指導のあり方を多面的に検討できる。

(4) 教育的愛情と使命感に基づいた教育実践力

- ・対象者の心情（喜び、悲しみ、辛さなど）に共感できる。
- ・対象者が課題を克服しようとすることを、支援することができる。
- ・対象者の心を動かすように表現方法を工夫できる。
- ・対象者の個性に合わせた指導のあり方を工夫できる。

(5) 教育に求められ、グローバル社会に対応したコミュニケーション力

- ・教育・保育現場において、適切なコミュニケーションをとることができる。
- ・積極的に他者とのかかわり、気持ちや考えを伝え合うことができる。
- ・喜びや感動を他者と共有することができる。

【資料 8】山口学芸大学大学院 終了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

■山口学芸大学大学院 終了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本大学院では、修業年限以上在籍し、所定の単位を修得するとともに、以下の資質・能力を身につけ、修士論文審査に合格した学生に学位を授与します。

ア 教育学や心理学等の高度な学問的成果に学び、真理を探究するとともに、山積する教育課題に対応する資質・能力。

イ 教育実践及び芸術表現について深く分析し、高い教育実践力と芸術表現力によって教育課題に対応する資質・能力。

【資料 9】山口学芸大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

■山口学芸大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学では、「教養科目」と「専門科目」によってカリキュラムを編成します。「教養科目」では、豊かな人間性と格調高い人格を有するために、「芸術文化」等の多様な科目群を設置します。「専門科目」では各専攻に合わせた特色ある科目群を設置します。

1. 教育内容

(1) 初等幼児教育専攻

- ・教育者・保育者としての人間的資質と高度な専門的知識を修得する科目群（学科目）
- ・子どもの成長と発達連続性を理解し、実践を通して子どもと関わる資質を修得する科目群（子ども学）
- ・教育・保育に必要な豊かな芸術表現力、並びに芸術の素晴らしさや可能性を子どもたちに伝える力を修得する科目群（芸術表現）
- ・グローバルな視野を獲得する科目群（グローバル学）
- ・学問的体系に基づく専門的知識、論理的思考力と分析力を修得する科目群（ゼミナール）
- ・乳幼児、児童生徒と関わる中で課題を見出し、実践する意欲と教育者・保育者としての資質を修得するための科目群（教育実習・保育実習・実践演習）

(2) 英語教育専攻

- ・教育者としての人間的資質と高度な専門的知識を修得する科目群（学科目）
- ・児童や生徒の成長・発達連続性を理解し、実践を通して児童や生徒と関わる資質を修得する科目群（子ども学）
- ・グローバルな視野を獲得し、グローバル社会に対応した英語コミュニケーション力を修得する科目群（グローバル学）
- ・学問的体系に基づく専門的知識、論理的思考力と分析力を修得する科目群（ゼミナール）
- ・生徒と関わる中で課題を見出し、実践する意欲と教育者としての資質を修得するための科目群（教育実習・実践演習）

2. 教育方法

教育者・保育者としての資質の修得を促進するために、1年次から見学実習を取り入れている。小規模大学のメリットをいかし、討論、プレゼンテーション・グループワーク・ロールプレイングなどの機会を保障します。4年間の学びの集大成である卒業研究については、論文執筆提出の後、卒業研究報告会での発表を義務づけます。

3. 評価

各科目の評価方法は、シラバスにおいて明確に示している。筆記試験、実技試験、レポート、課題作品、グループ活動の貢献度などの多様な方法を含めて総合的に評価します。さらに学生が自らの学びの過程を振り返ることができるように評価をフィードバックさせます。

【資料 10】山口学芸大学大学院 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

■山口学芸大学大学院 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本大学院では、以下の方針により、教育課程を編成します。

- ア 高度な学問的成果に学び教育課題に対応するべく、教育学や心理学等の科目を設置する。
（教育基盤・発達に関する研究領域）
- イ 教育実践力と芸術表現力によって教育課題に対応するべく、教育実践や芸術表現に関する科目を設置する。（教育実践・表現に関する研究領域）
- ウ 自ら進んで研究する資質・能力を修得するべく、専門研究科目を設置する。

【資料 11】山口学芸大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

■山口学芸大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学では、次に示すような能力、適性、意欲などをもち、教育職・保育職をめざす人を求めています。

- (1) 高校段階までの基礎的な知識、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度を備えており、さらに教育・保育に関する専門的知識を学ぶ意欲がある。
- (2) 芸術に関心をもち、感動する心や表現する意欲がある。
- (3) 自ら調べたり、意見をまとめたり、協力したりするなどの学習における基礎的技能がある。
- (4) 愛情をもって乳幼児・児童・生徒に接し、子どもを支えることに喜びを見出せる。
- (5) 人としての常識や人権意識をそなえ、他者と積極的にコミュニケーションをとることができる。

【資料 12】山口大学大学院 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

■山口学芸大学大学院 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本大学院では、以下に示す要件を備えた人を求めています。

- ア 教育に対する強い関心と人間に対する深い愛情を有すること。
- イ 教育実習やボランティア活動など子どもとのかかわる一定の経験を有すること。
- ウ 文献を精読し、実地調査する等、自ら研究しようとする意欲と専門的な知識を有すること。

【資料 13】学修支援に関する方針

■学修支援に関する方針

- ・学生一人ひとりがその能力を発揮できる学修支援体制を整備し、教員と職員が相互連携して学修相談・指導を実施する。
- ・成績不振の学生や欠席が多い学生については、教員と職員が相互連携して具体的な対応を講じる。
- ・学内外の奨学金制度を活用して、安定した学生生活を支援する。

【資料 14】山口学芸大学（大学設置基準 第 37 条）

■山口学芸大学(大学設置基準 第37条)

大学における校地の面積は収容定員上の学生一人当たり十平方メートル

収容定員【300人】 $300人 \times 10\text{m}^2 = 3,000.0\text{m}^2$

【資料 15】山口芸術短期大学（短期大学設置基準 第 30 条）

■山口芸術短期大学(短期大学設置基準 第30条)

短期大学における校地の面積は学生定員上の学生一人当たり十平方メートル

学生定員【280人】 $280人 \times 10\text{m}^2 = 2,800.0\text{m}^2$

【資料 16】山口学芸大学（大学設置基準 第 37 条の 2、別表第 3、イ）

■山口学芸大学(大学設置基準 第37条の2、別表第3、イ)

【教育学・保育学関係】

収容定員400人までの場合の基準校舎面積（㎡）

$(収容定員 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$

収容定員【300人】 $(300 - 200) \times 661 \div 200 + 2,644 = 2,974.5\text{m}^2$

【資料 17】山口芸術短期大学（短期大学設置基準 第 31 条、別表第 2、イ及びロ）

■山口芸術短期大学（短期大学設置基準 第31条、別表第2、イ及びロ）

【教育学・保育学関係】（保育学科）

収容定員 200 人までの場合の基準校舎面積（㎡）・・・2,000 ㎡

【美術関係】（芸術表現学科）

収容定員 100 人までの加算校舎面積（㎡）・・・・・・・・1,300 ㎡

収容定員（保育学科）【200人】（芸術表現学科）【80人】

$2,000\text{m}^2 + 1,300\text{m}^2 = 3,300\text{m}^2$

【資料 18】 山口学芸大学学則（単位の認定）

■山口学芸大学学則（単位の認定）

第 34 条 履修した授業科目の単位の認定は、試験若しくは平素の学修を評価して行う。

【資料 19】 山口学芸大学学則（成績の評価）

■山口学芸大学学則（成績の評価）

第 35 条 試験等の成績評価は、S（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）及び D（60 点未満）をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

【資料 20】 山口学芸大学における進級に関する概要

■進級要件

2 年次から 3 年次への進級には、原則として入学してからの取得単位数が 62 単位以上必要です。

【資料 21】 山口学芸大学学則（卒業認定基準）

■山口学芸大学学則

（卒業の要件）

第 42 条 本学を卒業するためには、第 11 条に規定する修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、124 単位以上を修得しなければならない。

（卒業の認定）

第 43 条 学長は、所定の修業年限を終え、別表 1 に掲げる単位数に従い、前条に規定する単位以上修得した者について、卒業を認定する。

（学位の授与）

第 44 条 学長は、前条で卒業を認定された者に学士（教育学）の学位を授与する。

【資料 22】 山口学芸大学履修方法に関する規程（履修方法）

■山口学芸大学履修方法に関する規程（履修方法）

第 7 条 卒業資格を得るには、本学に 4 年以上在籍し、必修科目及び別表第 1 に示す最低単位数を、各科目群についてそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の修得単位数のほか、他専攻の授業科目を履修して修得した単位数は、50 単位を上限として、卒業要件単位に算入することができる。

【資料 23】 山口学芸大学大学院学則（修了認定基準）

■山口学芸大学大学院学則

（課程の修了要件）

第 23 条 本大学院を修了するためには、第 12 条に定める修業年限以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第 14 条に規定する課程の目的に応じ、研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1 年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第 24 条 最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究成果を中心としてこれに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の合格、不合格は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 審査の方法は、研究科において定める。

（学位の授与）

第 25 条 学長は、前条で合格した者には、修士の学位を授与する。

【資料 24】 講義概要（シラバス）の項目

■講義概要（シラバス）の項目

- ・ 授業科目名
- ・ ナンバリングコード、授業形態・単位数
- ・ 担当教員名、履修年次と開講期間
- ・ 免許・資格との関係、卒業要件
- ・ 免許・資格を得るための科目の必要な事項・科目区分・系列
- ・ 授業のテーマ
- ・ 授業の概要
- ・ 達成目標とディプロマ・ポリシーとの関係
- ・ 履修条件・注意事項
- ・ 授業計画（15 回の具体的な内容と達成目標との関係）
- ・ アクティブ・ラーニングの形態
- ・ 成績評価基準（評価の方法と基準）
- ・ フィードバックの方法
- ・ 時間外学習について（予習、復習の内容とかける時間）
- ・ 教材にかかわる情報（テキスト、参考書、参考資料）
- ・ 担当者からのメッセージ等・実務経験について

【資料 25】学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

■学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）【資料 31】

「アセスメント・ポリシー」とは、学修成果の評価について、その目的、達成すべき水準、具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。

山口学芸大学では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科・専攻・コース）、授業科目レベルの3段階で学修成果等を査定する方法を定めています。

| | 具体的実施方法 | | |
|---------|---|--|--|
| | 入学段階 アドミッション・ポリシーを満たすかどうかの検証 | 在学中（単位認定・進級判定） カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証 | 卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証 |
| 機関レベル | <ul style="list-style-type: none"> ○各種入学試験 ○調査書等の記載内容 ○面接等 | <ul style="list-style-type: none"> ○退学率 ○授業時間外の学修時間 ○学生生活アンケート(クラブ活動等) | <ul style="list-style-type: none"> ○学位授与数 ○卒業率・退学率 ○就職率 ○専門領域への就職率及び進学率 ○学生生活アンケート(満足度) ○就職先へのアンケート |
| 教育課程レベル | <ul style="list-style-type: none"> ○各種入学試験 ○面接等 | <ul style="list-style-type: none"> ○GPA ○単位取得状況 ○授業アンケート(学部) ○授業時間外の学修時間(学部) ○履修カルテに基づく面談 ○学生生活アンケート(クラブ活動等) | <ul style="list-style-type: none"> ○GPA ○単位取得状況 ○資格・免許の取得率・取得者数 ○教員採用試験の合格率・合格者数 ○専門領域への就職率及び進学率 ○学生生活アンケート(満足度) |
| 授業科目レベル | | <ul style="list-style-type: none"> ○授業科目の到達目標に対する評価 ○授業アンケート(授業科目毎) | |

【資料 26】研究目的

■研究目的

それぞれの専門領域において最先端の知識を集積し、専門性を深め、学問の発展に貢献するとともに、新たな教育手法を開発・実践し、地域社会の発展に寄与することを目的とします。

【資料 27】 山口学芸大学教授会規程

- ア.学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- イ.学位の授与に関する事項
- ウ.前二項に掲げるもののほか、教育研究に関し学長が定める重要な事項
 - ・教育課程の編成に関する事項
 - ・教育職員の教育研究業績等の審査に関する事項
 - ・学生の懲戒に関する事項

【資料 28】 山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程

- ア.学生の入学、修了その他在籍に関する事項
- イ.学位の授与に関する事項
- ウ.前二号に掲げるもののほか、教育研究に関し学長が定める重要な事項
 - ・教育課程の編成に関する事項
 - ・教育職員の教育研究業績等の審査に関する事項
 - ・学生の懲戒に関する事項

【資料 29】「学校法人宇部学園寄附行為」第 21 条

- ア.予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の管理に関する事項
- イ.事業計画
- ウ.予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- エ.寄附行為の変更
- オ.合併
- カ.目的たる事業の成功の不能による解散
- キ.寄附金品の募集に関する事項
- ク.剰余金の処分に関する事項
- ケ.その他、法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

令和3年度
自己点検・評価報告書

別 表

令和4年5月
山口学芸大学

【別表 1】 学校法人及び本学の沿革（沿革と現況）

1. 学校法人及び本学の沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和20(1945)年 | 財団法人宇部女子商業学校を設立し、宇部女子商業学校を運営 |
| 昭和23(1948)年 | 学制改革により宇部女子商業学校を宇部学園女子高等学校と改称、宇部学園女子中学校を併置 |
| 昭和26(1951)年 | 寄附行為により財団法人宇部女子商業学校から学校法人宇部学園に改組 |
| 昭和40(1965)年 | 宇部学園女子高等学校を宇部女子高等学校に、宇部学園女子中学校を宇部女子中学校に名称変更 |
| 昭和41(1966)年 | 宇部女子高等学校美祢分校開校、宇部中央自動車学校開校 |
| 昭和43(1968)年 | 山口芸術短期大学を開学（音楽科、生活芸術科開設） |
| 昭和49(1974)年 | 山口芸術短期大学に幼児教育科開設 |
| 昭和51(1976)年 | 宇部女子高等学校美祢分校を廃止し、美祢中央高等学校開校 |
| 昭和53(1978)年 | 山口芸術短期大学専攻科音楽専攻を設置 |
| 昭和63(1988)年 | 山口芸術短期大学専攻科生活芸術専攻を設置 |
| 平成11(1997)年 | 山口芸術短期大学の幼児教育科を保育学科、音楽科を音楽学科、生活芸術科を芸術文化学科と科名変更 |
| 平成14(2002)年 | 宇部女子高等学校を慶進高等学校と改称 |
| 平成14(2002)年 | 山口芸術短期大学音楽学科の音楽指導コースを廃止し音楽療法コース、保育学科に幼児教育コース及び介護福祉コースを開設 |
| 平成15(2003)年 | 山口芸術短期大学専攻科幼児教育専攻を設置 |
| 平成16(2004)年 | 慶進中学校を中高一貫校として再開 |
| 平成18(2005)年 | 山口芸術短期大学芸術文化学科をデザインアート学科と名称変更 |
| 平成19(2007)年 | 山口学芸大学教育学部子ども教育学科（定員50名）開学 美祢中央高等学校を成進高等学校と改称 |
| 平成21(2009)年 | 山口学芸大学教育学部子ども教育学科に編入制度の導入 |
| 平成22(2010)年 | 山口芸術短期大学音楽学科・デザインアート学科を廃止、芸術表現学科開設 |
| 平成23(2011)年 | 山口学芸大学大学院教育学研究科子ども教育専攻（定員5名）を開設 |
| 平成24(2012)年 | 山口学芸大学教育学部子ども教育学科の入学定員を60名に変更 |
| 平成26(2014)年 | 山口学芸大学教育学部子ども教育学科に特別支援学校教諭養成課程を開設 |
| 平成28(2016)年 | 山口学芸大学教育学部子ども教育学科学科名称を教育学科に変更 ・ 中学校・高等学校教諭養成課程（英語）を開設 ・ 専攻制度（初等幼児教育、中等教育）を導入 ・ 学部入学定員を70名に変更 |
| 平成30(2018)年 | 日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める大学評価基準に適合していると認定 |
| 令和3(2021)年 | 山口学芸大学教育学部教育学科中等教育専攻を英語教育専攻に変更 |

【別表 2】 学生数

(1)学生数（令和3年5月1日現在）

| 学部 学科 研究科 専攻 | 入学定員 | 編入 | 収容定員 | 学生数 | | | | |
|-----------------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 計 |
| 教育学部教育学科 | 70人 | 10人 | 300人 | 78人 | 79人 | 88人 | 98人 | 343人 |
| 教育学研究科子ども教育専攻 | 5人 | — | 10人 | 1人 | 0人 | — | — | 1人 |

【別表 3】 教員数

(2)教員数 (令和3年5月1日現在)

| 学部 学科 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 |
|---------------|-----|-----|----|----|-----|
| 教育学部教育学科 | 15人 | 4人 | 4人 | 0人 | 23人 |
| 研究科 専攻 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 |
| 教育学研究科子ども教育専攻 | 10人 | 0人 | 0人 | 0人 | 10人 |

【別表 4】 職員数

(3)職員数 (令和3年5月1日現在)

| 専任 | 非常勤 | 計 |
|----|-----|-----|
| 4人 | 6人 | 10人 |

【別表 5】 表 2-1-1 入学者数の推移 (平成29年度～令和3年度)

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 志願者数 | 196人 | 318人 | 289人 | 370人 | 346人 |
| 受験者数 | 193人 | 315人 | 284人 | 360人 | 341人 |
| 合格者数 | 145人 | 168人 | 153人 | 132人 | 155人 |
| 入学者数 | 78人 | 99人 | 87人 | 78人 | 78人 |
| 入学定員 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 |
| 定員充足率 | 111% | 141% | 124% | 111% | 111% |

【別表 6】 表 2-2-1 過去5ヵ年の休学者数・退学者数・退学率の推移 (平成29年度～令和3年度)

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 学生数 | 306人 | 327人 | 344人 | 337人 | 343人 |
| 休学者数 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 休学率 | 0.00% | 0.30% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 退学者数 | 3人 | 2人 | 5人 | 1人 | 4人 |
| 退学率 | 1.00% | 0.60% | 1.50% | 0.20% | 1.20% |

※学生数は、各年度の5月1日時点

※休学者数は、休学開始年度で計算

※退学者数には、除籍者を含む

【別表 7】表 2-3-1 山口県教育委員会主催プログラムへの参加状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 学校体験制度 | 40人 | 34人 | 56人 | (中止) | (中止) | |
| 教師力向上プログラム | 応募者 | 19人 | 21人 | 20人 | 21人 | 25人 |
| | 合格者 | 10人 | 7人 | 12人 | 15人 | 12人 |
| 採用前教職インターンシップ | 19人 | 25人 | 27人 | (中止) | (中止) | |

※令和 3 年度から、「教師力向上プログラム」の定員は、前年度までの 30 人から 5 人減の 25 人となっている

【別表 8】表 2-3-2 進路決定状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 主な就職・進学先 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------------|
| 教育職志望者数 | 43人 | 49人 | 46人 | 42人 | 61人 | 公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 |
| 教育職就職者数 | 43人 | 49人 | 45人 | 41人 | 61人 | |
| 就職率 | 100.0% | 100.0% | 97.8% | 97.6% | 100.0% | |
| 保育職志望者数 | 20人 | 20人 | 19人 | 26人 | 29人 | 公立及び私立幼稚園、保育所、認定こども園、施設 |
| 保育職就職者数 | 20人 | 20人 | 19人 | 26人 | 29人 | |
| 就職率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |
| 一般職志望者数 | 10人 | 6人 | 11人 | 4人 | 6人 | 公務員、一般事務、金融、製造、サービス業 |
| 就職決定者数 | 10人 | 6人 | 11人 | 4人 | 6人 | |
| 就職率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |
| 進学 | 2人 | 1人 | 4人 | 2人 | 1人 | 大学院、専門学校 |

【別表 9】表 2-4-1 保健室利用状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 利用者総計 | 232人 | 249人 | 259人 | 160人 | 248人 |
| 内 科 的 | 107人 | 119人 | 99人 | 28人 | 18人 |
| 外 科 的 | 98人 | 78人 | 87人 | 33人 | 30人 |
| メンタル | 1人 | 2人 | 1人 | 11人 | 1人 |
| そ の 他 | 25人 | 49人 | 71人 | 88人 | 199人 |
| 休 養 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 0人 |

【別表 10】表 2-4-2 相談室利用状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 8人 | 9人 | 35人 | 20人 | 10人 |

【別表 11】表 2-4-3 公的奨学金給付状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 日本学生支援機構 | 101人 | 95人 | 101人 | 137人 | 142人 |
| 山口県ひとづくり財団 | 23人 | 27人 | 21人 | 15人 | 12人 |
| その他の奨学金 | 1人 | 3人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 合 計 | 125人 | 125人 | 123人 | 153人 | 153人 |

【別表 12】表 2-4-4 本学独自の奨学金給付状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 特待生奨学金 | 12人 | 13人 | 11人 | 12人 | 10人 |
| 県外生特別奨学金 | — | — | 9人 | 15人 | 21人 |
| 遠隔地特別奨学金 | 51人 | 42人 | 28人 | 26人 | 8人 |
| 予約制特別奨学金 | — | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 |
| 合 計 | 63人 | 55人 | 49人 | 53人 | 40人 |

【別表 13】表 2-5-1 校地面積（令和 3 年度）

| 校舎・体育施設敷地 | 屋外運動施設 | 合計 |
|-----------|----------|-----------|
| 24,257.6㎡ | 3,619.0㎡ | 27,876.6㎡ |

【別表 14】表 2-5-2 校舎面積（令和 3 年度）

| | | 専 用 | 共 用 | 共有する他の 学校等の専用 | 合 計 |
|-------------|------|--------|----------|------------------|----------|
| 校舎名（体育施設除く） | | 大学 | 大学院・短大 | 短大専用 | |
| RC造 | A棟1期 | 623.2㎡ | 1,998.8㎡ | 393.3㎡ | 3,015.3㎡ |
| RC造 | A棟2期 | 256.5㎡ | 2,792.6㎡ | 150.3㎡ | 3,146.1㎡ |
| RC造 | B棟 | 299.2㎡ | 2,322.2㎡ | — | 2,368.1㎡ |
| RC造 | L棟1期 | — | — | 378.1㎡ | 378.1㎡ |
| RC造 | L棟2期 | — | — | 307.0㎡ | 307.0㎡ |
| S造 | 渡り廊下 | — | 36.1㎡ | — | 36.1㎡ |
| S造 | 陶芸窯 | — | — | 85.5㎡ | 85.5㎡ |
| RC造 | C棟 | — | 1,758.7㎡ | 27.5㎡ | 1,770.6㎡ |
| RC造 | M棟 | 648.8㎡ | — | 120.0㎡ | 768.8㎡ |
| RC造 | M棟倉庫 | — | 15.4㎡ | — | 15.4㎡ |
| RC造 | G棟 | — | 433.8㎡ | 355.2㎡ | 789.0㎡ |

| | | | | | |
|-----|------|----------|-----------|----------|-----------|
| RC造 | F棟 | 110.1㎡ | 1,012.9㎡ | - | 915.1㎡ |
| RC造 | I棟 | - | 1,460.6㎡ | - | 1,378.2㎡ |
| S造 | 立体工房 | - | - | 214.1㎡ | 214.1㎡ |
| 合 計 | | 1,937.8㎡ | 11,831.1㎡ | 2,031.0㎡ | 15,187.4㎡ |

【別表 15】表 2-5-3 ピアノレッスン室・ピアノ練習室数

| 区 分 | レッスン室 | 練習室 |
|-----|----------|-----|
| C棟 | 6（練習も可能） | — |
| L棟 | 10 | 30 |
| M棟 | 2 | 19 |
| 合計 | 18 | 49 |

【別表 16】表 2-5-4 学内 Wi-Fi 設置箇所一覧

| 校舎名 | 室名 | 導入割合※ |
|-----|---|-------|
| A棟 | A101 A102 A203 A204 A205 A206 A209 A301 A302 A303 A304 A305 A306 A307 A308 A309 A310 A311 A312 A400 A401 A402 A403 学生ホール | 100% |
| B棟 | B300 B301 B401 B402 B403 会議室 | 100% |
| C棟 | C20 C30 学生ラウンジ | 10% |
| F棟 | F20 F30 F40 ソフィアルーム | 100% |
| G棟 | G11 G20 G21 | 60% |
| I棟 | I10 図書館 | 100% |
| M棟 | | 0% |
| L棟 | | 0% |
| 体育館 | 体育館 | 100% |

※全教室数に対するWi-Fi導入教室の割合

【別表 17】表 2-5-5 蔵書数等

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 蔵書数 | 59,084冊 | 61,408冊 | 62,401冊 |
| 学術雑誌数 | 92種 | 92種 | 109種 |
| A V資料数 | 2,024点 | 2,147点 | 2,161点 |
| 座席数 | 108席 | 57席 | 57席 |

【別表 18】表 2-5-6 入館者数等

| 区 分 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 入館者数 | 17,319人 | 14,475人 | 15,084人 |
| 貸出人数 | 2,044人 | 1,447人 | 1,669人 |
| 貸出冊数 | 5,146冊 | 3,557冊 | 4,108冊 |

【別表 19】表 2-5-7 バリアフリー施設一覧

| | | |
|-----|---------|-----|
| A棟 | 自動ドア | 2か所 |
| | エレベーター | 1か所 |
| | 身障者用トイレ | 1か所 |
| | スロープ | 1か所 |
| B棟 | 自動ドア | 3か所 |
| | エレベーター | 1か所 |
| | 身障者用トイレ | 1か所 |
| | スロープ | 1か所 |
| I棟 | エレベーター | 1か所 |
| | 身障者用トイレ | 1か所 |
| | スロープ | 1か所 |
| 体育館 | スロープ | 1か所 |

【別表 20】表 2-6-1 学生生活に関するアンケート キャンパス（施設）全体の満足度

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 2 年 | 3.78 | 3.69 | 3.79 |
| 4 年 | 4.24 | 4.17 | 4.42 |
| 全 体 | 3.99 | 3.92 | 4.19 |

【別表 21】表 2-6-2 学生生活に関するアンケート キャンパス（施設）ごとの利用度

| 学年 | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|
| | 2年 | 4年 | 全体 | 2年 | 4年 | 全体 | 2年 | 4年 | 全体 |
| 教室 | 8.2 | 8.1 | 8.2 | 28.6 | 16.1 | 22.6 | 40.5 | 19.0 | 26.5 |
| 図書館 | 17.9 | 18.2 | 18.0 | 4.5 | 17.8 | 10.8 | 5.1 | 10.2 | 8.4 |
| クラブ室 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.8 | 0.4 | 2.5 | 0.0 | 0.9 |
| 学食 | 20.9 | 5.1 | 14.2 | 12.0 | 10.2 | 11.2 | 15.2 | 10.9 | 12.4 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学生ホール | 34.3 | 24.2 | 30.0 | 38.3 | 20.4 | 29.9 | 26.6 | 32.7 | 30.5 |
| コンピュータ室 | 6.0 | 9.1 | 7.3 | 3.0 | 12.7 | 7.5 | 0.0 | 6.1 | 4.0 |
| 実習室・演習室・自習室 | 2.2 | 10.1 | 5.6 | 3.0 | 12.7 | 7.5 | 6.3 | 6.1 | 6.2 |
| 校庭（中庭等） | 0.0 | 4.0 | 1.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.3 | 0.7 | 0.9 |
| 保健室・学生相談室 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 売店 | 6.7 | 5.1 | 6.0 | 8.3 | 3.4 | 6.0 | 0.0 | 11.6 | 7.5 |
| その他 | 3.7 | 15.2 | 8.6 | 2.3 | 9.3 | 5.6 | 2.5 | 2.7 | 2.7 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

【別表 22】表 3-1-1 過去 5 年間の進級者数の推移

| 学科・専攻 | 入学年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 教育学科 初等幼児教育専攻 | 対象者数 | 72人 | 71人 | 90人 | 74人 | 70人 |
| | 進級者数 | 72人 | 71人 | 90人 | 74人 | 70人 |
| | 進級率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 教育学科 英語教育専攻 | 対象者数 | | 4人 | 8人 | 11人 | 9人 |
| | 進級者数 | | 3人 | 8人 | 10人 | 9人 |
| | 進級率 | | 75% | 100% | 91% | 100% |

【別表 23】表 3-1-2 卒業に必要な最低修得単位数（令和 3 年度入学生）

| 専攻 | 科目群 | 最低修得単位数 | 摘要 | |
|----------------------|------|---------|--------|--|
| 初等 幼児 教育 専攻 | 教養科目 | 社会科学 | 2単位以上 | |
| | | 人文科学 | 2単位以上 | |
| | | 自然科学 | 2単位以上 | |
| | | 芸術文化 | 4単位以上 | |
| | | 体育 | 2単位以上 | |
| | 専門科目 | 学科目 | 65単位以上 | 「教職概論（小）」、「教育原論（幼・小）」、「教育心理学（小）」、「特別支援教育概論（幼・小）」を含む。 |
| | | 芸術表現 | 8単位以上 | 「ピアノ奏法Ⅰ」を含む。 |
| | | 子ども学 | 7単位以上 | 「子ども基礎演習」、「子ども実地研究」、「子ども表現実践演習」を含む。 |
| | | グローバル学 | | |
| | | ゼミナール | 4単位 | 「卒業研究」 |
| 教育実習 | | | | |
| 保育実習 | | | | |
| 実践演習 | | | | |
| 修得単位数の合計 | | 124単位以上 | | |

| 専攻 | 科目群 | | 最低修得単位数 | 摘要 |
|----------|------|---------|---------|--|
| 英語教育専攻 | 教養科目 | 社会科学 | 2単位以上 | 「情報処理」、「音楽概論」、「美術概論」を含む20単位以上。 |
| | | 人文科学 | 2単位以上 | |
| | | 自然科学 | 2単位以上 | |
| | | 芸術文化 | 4単位以上 | |
| | | 体育 | 2単位以上 | |
| | 専門科目 | 学科目 | 65単位以上 | 「教職概論(中・高)」、「教育原論(中・高)」、「教育心理学(中)」、「特別支援教育概論(中・高)」を含む。 |
| | | 芸術表現 | | |
| | | 子ども学 | | |
| | | グローバル学 | 2単位 | 「地域企業理解」 |
| | | ゼミナール | 4単位 | 「卒業研究」 |
| | | 教育実習 | | |
| | | 保育実習 | | |
| | 実践演習 | | | |
| 修得単位数の合計 | | 124単位以上 | | |

【別表 24】表 3-1-3 令和 3 年度成績評価状況

| 専攻別 | 初等幼児教育専攻 | 中等教育専攻 英語教育専攻 | 教育学科計 |
|-------|----------|------------------|-------|
| 学生数 | 310 | 33 | 343 |
| S | 30.1% | 25.3% | 29.7% |
| A | 44.3% | 39.0% | 43.8% |
| B | 19.6% | 22.6% | 19.9% |
| C | 5.0% | 9.0% | 5.4% |
| D | 0.2% | 1.3% | 0.3% |
| 素点平均点 | 82.85 | 78.38 | 82.4 |

【別表 25】表 3-2-1 山口学芸大学教育学科 初等幼児教育専攻科目群（令和 3 年度入学生）

| 科目群名称 | 説明 |
|--------|--|
| 学科目 | 教育者・保育者としての人的資質と高度な専門的知識を修得する科目群。「教職概論(小)」、「教育原論(幼・小)」、「教育心理学(小)」、「特別支援教育概論(幼・小)」を含む65単位以上を卒業要件最低修得単位数と設定。 |
| 芸術表現 | 教育・保育に必要な豊かな芸術表現力、並びに芸術の素晴らしさや可能性を子どもたちに伝える力を修得する科目群。「ピアノ奏法Ⅰ」を含む8単位以上を卒業要件最低修得単位数と設定。 |
| 子ども学 | 子どもの成長と発達との連続性を理解し、実践を通して子どもと関わる資質を修得する科目群。「子ども基礎演習」、「子ども実地研究」、「子ども表現実践演習」を含む7単位以上を卒業要件最低修得単位数と設定。 |
| グローバル学 | グローバルな視野を獲得する科目群。 |

| | |
|-------|---|
| ゼミナール | 学問的体系に基づく専門的知識、論理的思考力と分析力を修得する科目群。「卒業研究」4単位がこれに該当する。 |
| 教育実習 | 乳幼児、児童生徒と関わる中で課題を見出し、実践する意欲と教育者・保育者としての資質を修得するための科目群。 |
| 保育実習 | |
| 実践演習 | |

【別表 26】表 3-2-2 山口学芸大学教育学科 英語教育専攻科目群（令和 3 年度入学生）

| 科目群名称 | 説 明 |
|--------|--|
| 学科目 | 教育者・保育者としての人的資質と高度な専門的知識を修得する科目群。「教職概論(中・高)」、「教育原論(中・高)」、「教育心理学(中・高)」、「特別支援教育概論(中・高)」を含む65単位以上を卒業要件最低修得単位数と設定。 |
| 芸術表現 | |
| 子ども学 | |
| グローバル学 | グローバルな視野を獲得し、グローバル社会に対応した英語コミュニケーション力を修得する科目。「地域企業理解」2単位を必修科目と設定。 |
| ゼミナール | 学問的体系に基づく専門的知識、論理的思考力と分析力を修得する科目群。「卒業研究」4単位がこれに該当する。 |
| 教育実習 | 生徒と関わる中で課題を見出し、実践する意欲と教育者としての資質を修得する科目群。 |
| 実践演習 | |

【別表 27】表 3-2-3 山口学芸大学大学院教育学研究科 科目群

| 研究領域 | | 説 明 |
|---------|-----------------------|---|
| 教育学研究科目 | 教育基盤・発達に関する研究領域 | 高度な学問的成果に学びつつ、子どもや学校教育の現代的課題を研究する科目群。広い学問的視野を形成し、学界における議論にも触れることで自らの課題に対して自ら取り組むことができる技能を修得する。「教育原論特論」と「教育心理学特論」を含む4科目8単位以上を修得。 |
| | 教育実践・表現に関する研究領域 | 幼稚園における活動、小学校における授業についての深い分析、音楽や造形等の芸術表現についての深い分析を行うとともに、子どもや学校教育の課題に対応しうる実践について研究する科目群。全科目を選択科目とし、4科目8単位以上を修得。 |
| 専門研究科目 | | 自ら進んで研究する資質・能力を修得する科目群。ものごとを客観的にとらえ、問題を分析し、仮説を提示し、確かなデータに基づきながら自分の結論を導き出すという研究方法について学ぶ。「教育特別研究Ⅰ」・「教育特別研究Ⅱ」・「教育特別研究Ⅲ」・「教育特別研究Ⅳ」の4科目から構成され、全科目必修。 |
| 合計 | 必修科目12単位を含む、30単位以上修得。 | |

【別表 28】表 3-2-4 令和 3 年度 教育学科教養科目

| 科目区分 | | 科目名 |
|------|-------------|---|
| 教養科目 | 社会科学（2単位以上） | 日本国憲法、心理学、地域課題解決演習Ⅰ（PBL）、地域課題解決演習Ⅱ（PBL） |
| | 人文科学（2単位以上） | 文学、英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、中国語 |
| | 自然科学（2単位以上） | 情報処理*、情報科学、自然科学 |
| | 芸術文化（4単位以上） | 音楽概論*、美術概論*器楽アンサンブル（吹奏楽）、器楽アンサンブル（邦楽） |
| | 体育（2単位） | 体育<実技>、体育<講義> |

*を付した科目は卒業要件（必履修科目）

【別表 29】表 4-2-1 教員数（令和 3 年度）

| 学科等名 | 専任教員数 | | | | 大学設置基準 | | |
|--------------|-------|-----|----|----|-------------------------|-------------------------|----------------|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 合計 | 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数〔イ〕 | 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数〔ロ〕 | 〔イ〕、〔ロ〕に必要な教授数 |
| 教育学部 教育学科 | 15 | 4 | 4 | 23 | 8 | | 4 |
| 〔ロ〕 | | | | | | 6 | 3 |
| （合計） | 15 | 4 | 4 | 23 | 8 | 6 | |

【別表 30】表 4-2-2 FD・SD 研修会の実施状況（令和元年度・令和 2 年度・令和 3 年度）

| | | | | |
|-------|---|---|--|---|
| 令和元年度 | 1 | 平成31年度新任者研修「大学の使命と現状及び今日的な課題について」 | 関係者 | 新任者6人 |
| | 2 | FD・SD研修会「教育方針と学生の学修成果」【7/12】 | 二木寛夫（理事長） 三池秀敏（学長） 森下嘉昭（保育学科准教授） 山本朗登（保育学科准教授） 長田和美（芸術表現学科講師） 中山愛理（企画連携課） | 57人 |
| | 3 | FD・SD研修会「研究倫理教育の設計と実践」【12/13】 | 小林幸人（日本工学教育協会技術者倫理調査研究委員会副委員長） | 34人 |
| | 4 | 大学リーグやまぐちFD・SD研修会「地域と共に育てる～北九州市立大学の取組事例から～」山口県立大学開催【2/18】 | 見館好隆（北九州市立大学地域戦略研究所教授） | 1人 |
| | 5 | FD・SD研修会「ハラスメント・サイバー犯罪講習会」【2/3, 2/10】 | 山口県山口南警察署 野澤 徹（巡查部長） | 教職員30人程度。 学生： 2/3 113人 2/10 240人 |

| | | | | |
|-------|---|--|--|---|
| | 6 | FD・SD研修会「職業人養成のための大学教育のあり方～実習指導から就職指導へ～」【2/25】 | 坂本久美子（教育学部教授） 山本朗登（保育学科准教授） 山根望（保育学科准教授） 尾崎敬子（芸術表現学科教授） | 50人（非常勤講師10人含む） |
| | 7 | FD活動（授業の相互参観） | 学芸・短大合わせて15件 | |
| | 8 | FD研修会「学生と考える大学授業のあり方」（学生FD）【1/30, 31, 2/10】 | 短大：学生9人、教職員13人 学芸：学生6人、教職員3人 ※教職員は延べ人数を記入 | 31人 |
| | 9 | COC+ FDSワークショップ「山口未来創生人材（YFL）育成プログラムによる学習成果」【2/17】 | 尾山 貢（富山大学特命准教授） | 9人 |
| 令和2年度 | 1 | 新任者のためのFDS研修【4/9, 4/10】 | 関係者11人 | 新任者6人 |
| | 2 | FD研修会「遠隔授業実施に向けて」【4/23, 4/24】 | 松村納央子（教育学部准教授） | 45人 |
| | 3 | SD研修会「地域連携と大学の役割：PBLが拓く可能性」【9/25】 | 福屋利信（学生部長） | 56人 |
| | 4 | FD研修会「学生と考える大学授業のあり方」（学生FD）【2/2, 2/8, 2/10, 2/16】 | | 5人(2/2)、 7人(2/8)、 6人(2/10)、 8人(2/16) |
| | 5 | FD研修会「Society5.0に向けた大学授業改革」【2/25】 | 松村納央子（教育学部准教授） 長田和美（芸術表現学科准教授） 川野哲也（教育学部教授） | 56人 |
| | 6 | FD活動（授業の相互参観） | 学芸・短大合わせて13件 | |
| 令和3年度 | 1 | 令和3年度新任者研修【4/20, 4/21】 | 関係者10人 | 新任者6人 |
| | 2 | FD研修会「遠隔授業について」【5/19】 | 松村納央子（教育学部） | 34人 |
| | 3 | 芸術表現学科FD研修会「Microsoft365によるオンライン授業」 | 長田和美（芸術表現学科准教授） | 16人 |
| | 4 | SD研修会「広報戦略から見る大学のあり方」「研究に関する倫理について」【9/16】 | 学生部 入試広報課 山之口和義 事務部 企画連携課 藤井論 | 56人 |
| | 5 | FD研修会「対話による深い学びをめざして」【2/24】 | 森俊博（教育学部） 永田実穂（保育学科） | 52人 |
| | 6 | SD研修会「特別な配慮を必要とする学生とのかかわり方」【3/8】 | 名島潤慈（教育学部） | 48人 |
| | 7 | 学生FD | 中止 | |
| | 8 | FD活動（授業の相互参観） | 合計7件（学芸4件・短大3件） | |

【別表 31】表 4-4-1 研究助成

| 区分 | 区分 | 助成の上限額 | |
|-------------------|--|--|----------|
| 組織型プロジェクト 研究助成 | ①教育内容・方法の改善に関するもの ②教育・研究の活性化に関するもの ③教育・研究環境等の充実に関するもの ④その他学長が必要と認めるもの | 毎年の予算に応じて、 その都度決定する | |
| | 個人研究助成 | ①一般研究助成…研究領域・担当科目に係る研究に対する助成 | 200,000円 |
| | | ②特別研究助成…専任教員の研究領域及び担当科目に係る研究のうち独創性のある 研究内容・研究手法で行う研究若しくは各種学会、作品、作曲、リサイタル等（以下「学会等」という。）での発表に対する助成 | 300,000円 |
| | | ③若手研究助成…39 歳以下の専任教員が行う研究に対する助成 | 200,000円 |

【別表 32】表 4-4-2 研究助成経費配分額（平成 29 年度～令和 3 年度）（単位：件、円）

| 区分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------|--------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 件数 | 助成額 | 件数 | 助成額 | 件数 | 助成額 | 件数 | 助成額 | 件数 | 助成額 |
| 一般 | 3 | 380,000 | 3 | 300,000 | 3 | 380,000 | 4 | 543,000 | 1 | 160,000 |
| 特別 | 5 | 930,000 | 6 | 1,160,000 | 5 | 930,000 | 5 | 932,000 | 6 | 1,423,350 |
| 若手 | 4 | 226,000 | 0 | 0 | 4 | 226,000 | 2 | 252,000 | 1 | 150,000 |
| プロジェクト型研究 | - | - | - | - | - | - | 4 | 867,000 | 3 | 1,057,560 |
| 合計 | 12 | 1,536,000 | 9 | 1,460,000 | 12 | 1,536,000 | 11 | 2,594,000 | 11 | 1,733,350 |

【別表 33】表 5-3-1 理事会の開催状況

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|----------|--------|
| 5月29日（※） | 5月29日（※） | 5月27日 |
| 8月22日 | 6月19日 | 8月25日 |
| 12月17日 | 8月27日 | 12月21日 |
| 3月27日（※） | 12月23日 | 3月29日 |
| | 3月26日（※） | |

（※）は同日に2回開催したことを示す。

【別表 34】表 5-3-2 令和3年度 学内常設委員会一覧

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 企画・IR委員会 | 入試委員会 |
| 入試広報委員会 | 教育課程（教職課程）委員会 |
| 教務委員会 | 更新講習実行委員会 |
| 自己点検評価委員会 | 研究推進・研究不正防止委員会 |
| FD・SD委員会 | 学術情報センター（図書館・情報教育支援センター・情報基盤）委員会 |
| 学生生活支援委員会 | ハラスメント防止・対策委員会 |
| キャリア支援委員会 | 教育・保育支援センター委員会 |

【別表 35】表 5-3-3 評議員会の開催状況

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|-----------|--------|
| 5月29日 (※) | 5月29日 (※) | 5月27日 |
| 8月22日 | 6月19日 | 12月21日 |
| 12月17日 | 8月27日 | 3月29日 |
| 3月27日 (※) | 12月23日 | |